



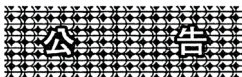
長野県報

9月30日（水）
令和 8 年
（2026年）
号 外

目 次

公 告

人事行政の運営等の状況の公表（人事課） 1



公告

人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年長野県条例第 1 号）第 6 条の規定により、長野県の人事行政の運営等の状況について、別冊のとおり公表します。

令和 8 年 9 月 30 日

長野県知事 阿 部 守 一

人 事 課

長野県の人事行政の運営等の状況

令和 8 年 9 月

長 野 県

目 次

1	職員の任免及び職員数に関する状況	1
(1)	新規採用者数	1
(2)	退職者数	2
(3)	定期異動の状況	3
(4)	派遣職員数	4
(5)	女性職員の登用状況	4
(6)	退職管理の状況	5
(7)	職員数の状況	6
2	職員の勤務時間その他の勤務条件の状況	9
(1)	勤務時間の状況	9
(2)	時差勤務の状況	9
(3)	休暇及び休業等の状況	10
(4)	時間外（超過）勤務の状況	10
3	職員の分限及び懲戒処分の状況	11
(1)	分限処分数	11
(2)	懲戒処分数	11
4	職員のサービスの状況	12
(1)	職員のサービス違反	12
(2)	営利企業等の従事許可	12
5	職員の研修及び人事評価の状況	13
(1)	職員研修の実績	13
(2)	人事評価の実施状況	14
6	職員の福祉及び利益の保護の状況	15
(1)	健康診断等の実施状況	15
(2)	共済組合の負担金・掛金	16
(3)	職員互助会の掛金・補助金	17
(4)	公務・通勤災害の認定状況	18
7	職員給与等の状況	19
(1)	人件費の状況	19
(2)	職員給与費の状況	19
(3)	ラスパイレス指数の状況	19
(4)	給与改定の状況	20
(5)	職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況	20
(6)	職員の初任給の状況	22
(7)	職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況	22
(8)	級別職員数等の状況	23
(9)	職員の手当の状況	26
(10)	特別職の報酬等の状況	40
(11)	公営企業職員の状況	41
8	職員の競争試験及び選考の状況	48
(1)	採用試験の日程	48
(2)	採用試験の実施状況	57
(3)	採用選考の実施状況	59
9	給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況	61
10	勤務条件に関する措置の要求の状況	65
11	不利益処分に関する審査請求の状況	65

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 新規採用者数（令和7年度）

（人）

区分	部門	採用職種	事務技術の別	採用者数	
試験	一般	大学卒業程度	事 務	82	
			技 術	59	
			(大学卒業程度計)		141
		短大卒業程度	事 務	2	
			技 術	0	
			(短大卒業程度計)		2
		高校卒業程度	事 務	4	
			技 術	5	
			(高校卒業程度計)		9
	教育	小・中学校事務職員		16	
	警察	警察官 A		48	
		警察官 B		78	
		警察職員 (大学卒業程度)		9	
		警察職員 (高校卒業程度)		2	
試験採用計				305	
選考	一般	特定任期付	事 務	0	
			技 術	0	
		一般任期付	事 務	0	
			技 術	5	
		任期付研究員	技 術	1	
		障がい者	事 務	6	
			技 術	0	
		社会人経験者	事 務	54	
			技 術	21	
		外郭団体職員	事 務	0	
			技 術	0	
		看護師	技 術	0	
		医 師	技 術	5	
		獣医師	技 術	5	
		理学療法士等	技 術	1	
		看護大学等教員	教 員	6	
		割 愛	事 務	9	
			技 術	1	
		技能労務職	技 術	0	
		再任用	事 務	70	
			技 術	44	
			教 員	0	
		その他	事 務	2	
			技 術	6	
	教育	教 諭		509	
		養護教諭		16	
		栄養教諭		3	
		寄宿舍指導員・実習助手		17	
		再任用		382	
		障がい者	小・中学校事務職員	0	
	警察	警察官		32	
		警察職員		1	
		再任用	警察官	17	
			警察職員	5	
	選考採用計				1,218
	合 計				1,523

(2) 退職者数（令和7年度）

① 一般行政

(人)

区 分		一般行政
定年	部長級	0
	課長級	1
	課長補佐級以下	1
	計	2
その他 (※1)	部長級	27
	課長級	35
	課長補佐級以下	224
	計(※2)	286 (6)
合 計		288

② 教育行政

(人)

区 分		小・中学校等	高等学校	特別支援学校	計
定年	校 長	0	0	1	1
	教頭等	0	0	0	0
	教諭等	0	0	0	0
	事務・栄養職員	0	0	0	0
	計	0	0	1	1
その他	校 長	30	3	0	33
	教頭等	8	0	0	8
	教諭等	180	44	33	257
	事務・栄養職員	7	9	2	18
	計(※2)	225 (32)	56 (5)	35 (10)	316 (47)
合 計		225	56	36	317

③ 警察行政

(人)

区 分		警察行政
定年	警察官	0
	警察職員	0
	計	0
その他	警察官	99
	警察職員	15
	計(※2)	114 (0)
合 計		114

(※1) その他退職者とは、早期退職者、再任用任期満了退職者、国等の他組織との人事交流に係る退職者等をいいます。

(※2) その他退職者のうち早期退職募集制度認定者数

(3) 定期異動の状況

① 異動者数（令和7年4月1日転出ベース）

ア 一般行政

(人)

区 分	一般行政
部 長 級	54
課 長 級	331
課長補佐級	405
係 長 級	454
そ の 他	801
計	2,045

イ 教育行政

(人)

区 分	小・中学校等	高等学校	特別支援学校	計
校 長	297	48	5	350
教頭等	209	64	9	282
教諭等	1,313	340	155	1,808
事務・栄養職員	162			162
計	1,981	452	169	2,602

ウ 警察行政

(人)

区 分	警察行政
警察官	1,284
警察職員	115
計	1,399

② 昇任者数（令和7年4月1日転入ベース）

ア 一般行政

(人)

区 分	一般行政
部 長	26
課 長	88
課長補佐	94
係 長	134
計	342

イ 教育行政

(人)

区 分	小・中学校等	高等学校	特別支援学校	計
校 長	82	22	2	106
教頭等	90	30	4	124
計	172	52	6	230

ウ 警察行政

(人)

区 分		警察行政
警察官	警 視	19
	警 部	30
警察職員	管理幹	4
	課長補佐	3
計		56

(4) 派遣職員数（令和7年4月1日現在）

市町村等への支援や職員の資質向上のため、他団体との職員交流を実施しています。

(人)

派 遣 先	一般行政	教育行政	警察行政
市町村等	54	79	13
民間・NPO・大学	20	116	1
都道府県	5	2	26
省 庁 等	9	15	37
公益的法人等	64	7	0
計	152	219	77

(5) 女性職員の登用状況（令和7年4月1日現在）

職場における男女共同参画を進めるため、女性職員の登用及び職域拡大に努めています。

区 分		総登用数 A (人)	うち女性数 B (人)	割合 B／A (%)	
一般行政	部 長 級	77	10	13.0%	
	課 長 級	584	96	16.4%	
	課長補佐級	672	155	23.1%	
	係 長 級	906	229	25.3%	
	計（※1）	2,239	490	21.9%	
教育行政	校 長	540	127	23.5%	
	教 頭 等	574	148	25.8%	
	計	1,114	275	24.7%	
警察行政	警察官	警 視	119	2	1.7%
		警 部	256	11	4.3%
	警察職員	管理幹	19	2	10.5%
		課長補佐	60	19	31.7%
	計		454	34	7.5%

（※1）教育職を除く。

(6) 退職管理の状況

退職職員の再就職状況（令和7年度）

再就職した元職員による依頼の規制等に関する条例（平成28年長野県条例第2号）に基づく届出の状況です。

区分		国又は 地方公 共団体 の機関	独立 行政 法人	地方三 公社等 （注1）	公益 法人	学校 法人等 （注2）	その他 の非営 利法人	営利 法人	その他	合計
一般行政	部長級	2	0	5	6	2	4	2	1	22
	課長級	3	0	2	5	1	7	9	2	29
	課長補佐 級以下	30	1	6	6	12	16	39	4	114
	計	35	1	13	17	15	27	50	7	165
教育行政	校長級	1	0	0	0	1	0	0	0	2
	教頭級	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	1	0	0	0	1	0	0	0	2
警察行政	部長級	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	課長級	0	0	1	1	0	3	12	0	17
	計	0	0	1	1	0	3	12	0	17
合 計		36	1	14	18	16	30	62	7	184

（注1） 地方三公社等には、特殊法人・認可法人等の特別の法律により設立された法人を含む。

（注2） 学校法人等には、医療法人、社会福祉法人及び宗教法人を含む。

(7) 職員数の状況

① 部門別職員数の状況と主な増減理由（各年4月1日現在）

(人)

部 門		職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
		令和7年	令和8年		
普 通 会 計 部 門	議 会	40	39	△ 1	国スポ・全障スポ大会業務増等 宿泊税導入関係業務増等 宿泊税導入関係業務増等
	総務企画	885	912	27	
	税 務	237	239	2	
	民 生	442	459	17	
	衛 生	710	721	11	
	労 働	141	144	3	
	農 林 水 産	1,146	1,144	△ 2	
	商 工	362	361	△ 1	
	土 木	957	962	5	
	計	4,920	4,981	61	
普 通 会 計 部 門	教育部門	17,747	17,773	26	定年延長等による増
	警察部門	3,934	3,958	24	定年延長等による増
	小 計	26,601 (1,544)	26,712 (1,599)	111 (55)	(参考：人口10万人あたりの職員数 1,364.33人)
会 計 部 門	公 営 企 業 等				
	病 院	127	121	△ 6	
	水 道	54	52	△ 2	
	下 水 道	55	57	2	
	そ の 他	82	83	1	
	小 計	318 (1)	313 (1)	△ 5 (0)	
合 計		26,919 (1,545) [28,413]	27,025 (1,600) [28,418]	106 (55) [5]	(参考：人口10万人あたりの職員数 1,380.32人)

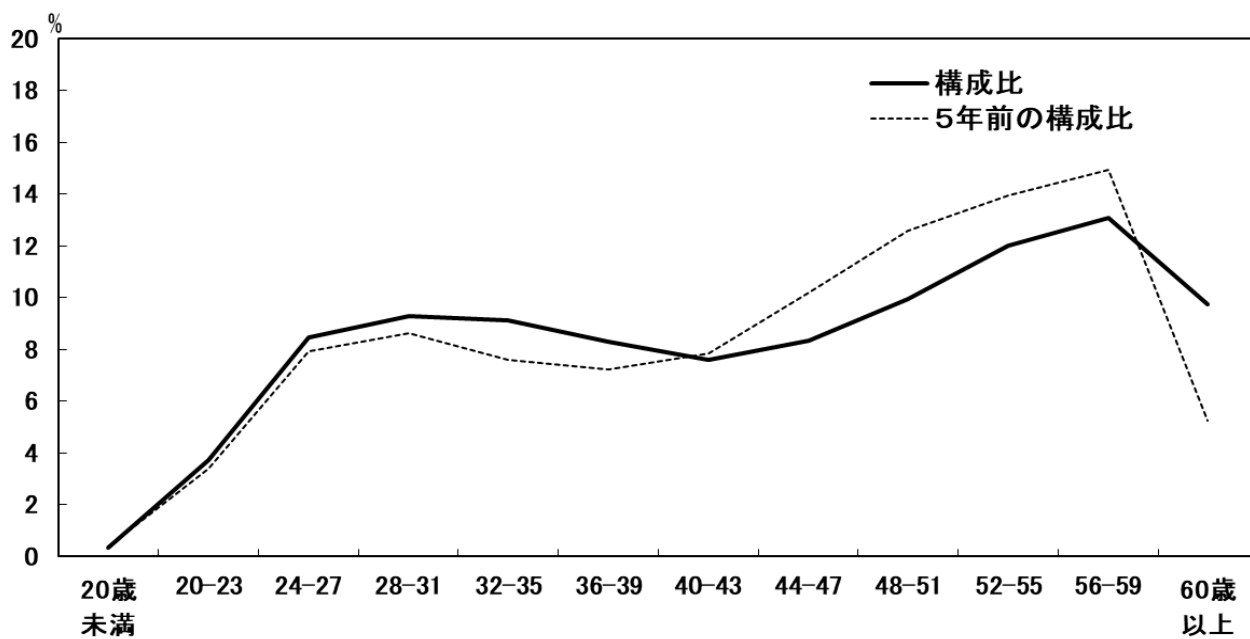
(注) 1 職員数は一般職に属する職員数です。地方公務員の身分を保有する休職者、育児休業中の職員、育児休業中の職員に対する代替職員（育休任期付職員）、派遣職員などを含み、臨時的任用職員（12月を超えて引き続き勤務する臨時的任用職員は除く）又は非常勤職員は含まれていません。

(※フルタイムの会計年度任用職員は「④ 会計年度任用職員の推移」に記載)

2 ()内は、内数として含まれる12月を超えて引き続き勤務する臨時的任用職員の数です。

3 []内は、条例定数（予算定数）の合計です。

② 年齢別職員構成の状況



区 分	20歳未満	20歳 23歳	24歳 27歳	28歳 31歳	32歳 35歳	36歳 39歳	40歳 43歳	44歳 47歳	48歳 51歳	52歳 55歳	56歳 59歳	60歳 以上	計
職員数	人 100 (0)	人 1,026 (63)	人 2,300 (192)	人 2,482 (86)	人 2,434 (65)	人 2,384 (72)	人 2,072 (70)	人 2,224 (117)	人 2,556 (156)	人 3,146 (160)	人 3,388 (155)	人 2,807 (409)	人 26,919 (1,545)

(注) () 内は、内数として含まれる 12 月を超えて引き続き勤務する臨時的任用職員の数です。

③ 職員数の推移

区 分 部 門	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年	令和 7 年	令和 8 年	過去 5 年間の 増減数（率）
一般行政	5,136	5,134	4,982	4,976	4,920	4,981	△ 226 （ △ 4.4 % ）
教 育	18,071	17,989	17,888	17,796	17,747	17,773	△ 557 （ △ 3.3 % ）
警 察	3,963	3,967	3,942	3,948	3,934	3,958	△ 5 （ 0.1 % ）
普 通 会 計 計	27,170 (1,269)	27,090 (1,269)	26,812 (1,314)	26,720 (1,403)	26,601 (1,544)	26,712 (1,599)	△ 788 （ △ 3.0 % ）
公営企業等会計 計	188 (0)	194 (0)	315 (3)	323 (1)	318 (1)	313 (1)	124 （ 66.0 % ）
総 合 計	27,358 (1,269)	27,284 (1,269)	27,127 (1,317)	27,043 (1,404)	26,919 (1,545)	27,025 (1,600)	△ 664 （ △ 2.5 % ）

（人）

- （注） 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数
 2 （ ）内は、内数として含まれる 12 月を超えて引き続き勤務する臨時的任用職員の数です。
 3 増減数（率）は 12 月を超えて引き続き勤務する臨時的任用職員の数を除いた数を用いて算出しています。

④ 会計年度任用職員数の推移

（人）

区 分 部 門	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年	令和 7 年	令和 8 年
普 通 会 計 計	413	447	469	517	545	603
公営企業等会計 計	0	0	7	6	6	6
総 合 計	413	447	476	523	551	609

- （注） 「職員数」は、フルタイムの会計年度任用職員の数です。

2 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間の状況（令和7年度）

区 分	1 週間の勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間
一般行政 教育行政	38時間45分	8時30分	17時15分	12時00分～13時00分
警察行政	38時間45分	8時30分	17時15分	12時00分～13時00分
		8時30分	12時15分	
		8時30分	21時30分	12時00分～13時00分 19時15分～19時30分
		3時45分	12時15分	7時45分～8時30分

（注） 1 業務の状況を考慮して開始時刻を変更する場合や、交替制勤務機関や学校などにおいて勤務の特殊性から上表により難しい場合の勤務時間は別に定めています。

2 学校における休憩時間については、校長が別に定めています。

(2) 時差勤務の状況（令和7年度）

	概要	実施回数	実施人数
業務に基づく時差勤務	所属長が、業務の状況等を考慮して、職員ごとに勤務の開始時刻を午前5時から午後1時までの間で変更できる制度。	20,324回	1,832人
育児・介護に基づく時差勤務	育児又は介護を行っている職員が、申請により勤務の開始時刻を午前7時30分から午前9時30分までの間に変更できる制度。	102回	5人
希望に基づく時差勤務	職員の希望に基づき、勤務の開始時刻を午前6時15分、6時30分、6時45分、7時、7時15分、7時30分、7時45分、8時、9時、9時30分又は10時に変更できる制度。	118,765回	3,267人

（注） 1 知事部局に所属する一般職員（会計年度任用職員除く）について掲載しています。

(3) 休暇及び休業等の状況（令和7年度）

① 休暇の取得状況

年次休暇	総付与日数 A (日)	総使用日数 B (日)	全対象職員数 C (人)	平均使用日数 B／C (日)	消化率 B／A (%)
	525,246	191,692	13,858	13.83	36.5%

(注) 1 対象期間は、令和7年1月1日から令和7年12月31日までです。

介護休暇	延取得者数 (人)
	26

介護時間	延取得者数 (人)
	5

療養休暇 (連続30日超)	取得者数 (人)
	399

② 休業等の取得状況

区 分		育児休業 取得者数 (人)	育児短時間 勤務職員数 (人)	部分休業 取得者数 (人)	自己啓発休業 取得者数 (人)	配偶者同行休業 取得者数 (人)
	男	419	8	10	2	0
	女	414	131	118	5	6
	計	833	139	128	7	6

(注) 当該年度に新たに取得した職員数です。

(4) 時間外（超過）勤務の状況（令和7年度）

区 分		時間外勤務時間 (1人当たり)
一般行政職員	本 庁	253.6
	現 地	108.5
	計	154.0
警察行政職員	警察本部	159.3
	警察署	160.5
	計	159.8

3 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分数（令和7年度）

分限処分は、一定の事由がある場合に、職員の意に反して行われる不利益処分であり、公務の能率維持及び適正運営確保のために行われるものです。

処分手由		処分の種類				(人)	
		降 任	免 職	休 職	降 給	計	失 職
勤務実績が良くない場合	地公法第28条第1項第1号	0	0			0	
心身の故障の場合	地公法第28条第1項第2号 第2項第1号	0	0	301		301	
職に必要な適格性を欠く場合	地公法第28条第1項第3号	0	0			0	
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合	地公法第28条第1項第4号	0	0			0	
刑事事件に関し起訴された場合	地公法第28条第2項第2号			1		1	
条例で定める事由による場合	地公法第27条第2項			0	0	0	
計		0	0	302	0	302	
地公法第28条第4項により失職した者							1
地公法第28条第4項に基づく条例により失職しなかった者							0

(注) 1 同一人が複数にわたって処分に付された場合は、その数を重複して計上しています。

2 休職の期間が更新された場合は、その都度新たな処分が行われたものとみなして計上しています。

(2) 懲戒処分数（令和7年度）

懲戒処分は、一定の義務違反や公務員としてふさわしくない非行がある場合に、その責任を問う不利益処分であり、公務における規律と秩序の維持のために行われるものです。

処分手由		処分の種類				(人)	
		戒 告	減 給	停 職	免 職	計	訓諭等
法令に違反した場合	地公法第29条第1項第1号	2	5	6	2	15	169
職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合	地公法第29条第1項第2号	0	2	1	0	3	57
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	地公法第29条第1項第3号	1	3	2	2	8	100
計		3	10	9	4	26	326

(注) 同一人が複数にわたって処分に付された場合は、その数を重複して計上しています。

4 職員の服務の状況

すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならないとされています。

この服務上の根本基準を基に、職員には多くの義務や制限が課せられています。

(1) 職員の服務違反（令和7年度）

		(人)
区 分	内 容	処分等者数
秘密を守る義務違反	職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様である。	0
政治的行為の制限違反	職員（企業職員の一部を除く）は、政治活動等の一定の政治的行為をしてはならない。	0
争議行為等の禁止違反	職員は、ストライキ、サボタージュ等の争議行為又は怠業的行為をしてはならない。	0
営利企業等の従事制限違反	職員は、任命権者の許可がある場合を除き、営利を目的とする会社その他の役員を兼ね、又は自ら私企業を営み、又は報酬を得ていかなる事務事業にも従事してはならない。	1
欠勤・遅刻・早退・勤務態度の不良等		0
公職選挙法違反		0
休暇の不正利用・虚偽申請		0
職場内秩序びん乱		0
セクシュアル・ハラスメント		5
パワー・ハラスメント		3
教職員による児童生徒に対する非違行為		2
通常業務処理不適正		2
公金官物処理不適正		1
その他（上記に属さない職務上の非違行為）		0

(2) 営利企業等の従事許可（令和7年度）

許可件数	従 事 内 容
175件	- 各種研修会等講師 - 各種審査会等委員 - 国勢調査員 - スポーツ指導員・審判 - 農作業補助 - 不動産賃貸 - 原稿執筆・出版 - 日本語教室補助 - 登山ガイド・ネイチャーガイド - 保育園の保育補助業務 - 市町村消防団活動 - 大学における非常勤講師 - 研修会の講師 - 執筆、校正作業 - モデル合唱団ピアニスト - 居住地区の市区公民館運営 - 木工製品企画、デザイン、製造、販売 - 試験監督官 - 衛生事務嘱託員 - 互助組合役員 - 投票立会人 - 有機農作物認証検査 - 要約筆記通訳 - 障害児通所支援事業所スタッフ 等

5 職員の研修及び人事評価の状況

(1) 職員研修の実績（令和7年度）

一般的な行政職員を対象としたものを掲載しています。
これ以外にも教員や警察職員等を対象とした多種多様な研修があります。

区 分		対象者	形式	延べ日数 (集合研修のみ)	受講 人員
キャリア 形成研修	新規採用課程①	新規採用職員	集合研修	13日	220人
	新規採用課程②	新規採用職員	集合研修	11日	223人
	新規採用課程 (9月1日及び10月1日付け採用者)	新規採用職員	集合研修	1日	24人
	新規採用課程③	新規採用職員	集合研修	10日	236人
	採用2年目研修	採用2年目職員	集合研修	5日	169人
	採用3年目研修【キャリアデザイン】	採用3年目職員	集合研修	6日	171人
	採用7年目研修	採用7年目職員	集合研修	6日	97人
	採用10年目等研修【キャリアデザイン】	採用10年目職員等	集合研修	3日	119人
	中堅職員キャリアデザイン研修 【キャリアデザイン】	年度末年齢40歳の職員	集合研修	2日	75人
	ベテラン職員キャリアデザイン研修 【キャリアデザイン】	年度末年齢50歳の職員	集合研修	2日	111人
	シニア職員キャリアデザイン研修 【キャリアデザイン】	年度末年齢60歳の職員	集合研修	2日	128人
				計	1,573人
マネジメント 養成研修	部次長研修	部次長	集合研修	3日	13人
	課室長等マネジメントスキルアップ研修 (組織理念の浸透・共有編)	本庁新任課(室)長等	オンライン	-	138人
	課室長等マネジメントスキルアップ研修 (業務マネジメント編)	本庁新任課(室)長 現地機関の長等	集合研修	5日	140人
	課室長等マネジメントスキルアップ研修 (職場の心理的安全性向上編)	本庁新任課(室)長 新任現地機関の長等	集合研修	5日	233人
	チームマネジメント力向上研修	現地機関の課長等	集合研修	4日	142人
	キャリア支援者研修	本庁課室の代決権補 佐等	集合研修	6日	176人
	係長研修(マネジメント基礎研修) 基本的マネジメントスキル編	新任係長職員	集合研修	4日	162人
	係長研修(マネジメント基礎研修) ハラスメント防止編・心理的安全性編	新任係長 既係長の一部	集合研修	9日	381人
	係長研修(マネジメント基礎研修) キャリア形成支援編・ファシリテーションス キル編	新任係長 既係長の一部	集合研修	5日	257人
	人事評価制度 評価者研修	人事評価における 一次評価者、二次評価者	集合研修	2日	87人
	面談スキル研修	採用10年目キャリアデザインプログ ラム対象職員の一次評価者	オンライン	-	32人
				計	1,761人
職場・職員 支援研修	子育て職員研修	子育て職員	オンライン	-	40人
	子育て職員支援研修	管理監督職員	eラーニング	-	234人
	ワークライフバランス推進研修	全職員	eラーニング	-	214人
	女性職員キャリアビジョン研修	主査・係長級女性職員	集合研修	1日	22人
	新規採用職員OJT合同研修	新規採用職員OJTトレーナー	eラーニング	-	334人
	OJTトレーナー研修	OJTトレーナー	集合研修	6日	248人
	接遇研修	全職員	eラーニング	-	1,784人
	自己啓発型外部講座研修	採用10年目研修受講 者	eラーニング	-	42人
				計	2,918人
				合 計	2,918人

(2) 人事評価の実施状況（令和7年度）

公務能率を増進させることを目的に、職員の執務について定期的に勤務成績の評定を行うか、若しくは、以下の点を目的として定期的に人事評価（「職務遂行力評価」及び「業績評価」）を実施しています。

- ①組織の目標を踏まえて、職務を自己計画・自己評価により遂行できる職員の養成
- ②他者からのフィードバックによる自己理解の促進と、これを契機とした業績向上への動機付け
- ③上司と部下のコミュニケーションの活性化
- ④能力や意欲と実績を重視した人事管理の推進

【勤務成績の評定・職務遂行力評価】

評定・評価期間	令和7年1月～令和7年12月
評定・評価の回数	期末に1回
対象者数（人）	25,824

（対象者の内訳）

知事部局	5,361
行政委員会	36
県議会事務局	38
企業局	123
教育委員会事務局	1,043
教育委員会の教員	15,423
警察本部	3,800
合 計	25,824

【業績評価】

評価期間	前期：令和7年4月～令和7年9月 後期：令和7年10月～令和8年3月 （教育委員会の教員） 令和7年4月～令和8年3月
評価の回数	各期末に1回 （教育委員会の教員） 年度末に1回
対象者数（人）	前期：9,797 後期：9,938 （教育委員会の教員） 年度末：15,423

（対象者の内訳）

	前期	後期	年度末
知事部局	4,916	5,070	-
行政委員会	33	34	-
県議会事務局	37	37	-
企業局	114	115	-
教育委員会	991	1,000	-
教育委員会の教員	-	-	15,423
警察本部	3,706	3,682	-
合 計	9,797	9,938	15,423

※ 職員の採用・退職等に伴い、各評価の対象者数に異同がある。

6 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 健康診断等の実施状況（令和7年度）

職員の健康管理のため各種健康診断を実施するとともに、職員の心の健康づくりのため、研修会等のメンタルヘルス事業を実施しています。

① 定期健康診断

(人)	
対 象 者	受診者
労働安全衛生法第66条、労働安全衛生規則第44条、学校保健安全法第15条に基づく定期健康診断対象者	8,198

② 人間ドック

(人)	
対 象 者	受診者
<一般行政> (1泊2日) 55歳 (日 帰 り) 33歳, 35歳, 37歳, 39歳, 41歳, 43歳, 45歳, 47歳, 49歳, 51歳, 53歳, 55歳, 57歳, 59歳, 61歳, 63歳, 退職予定者 ※看護大学の教職員は教育行政の適用 <教育行政> (1泊2日) 39歳, 47歳, 55歳, 60歳, 退職予定者 (日 帰 り) 33歳, 35歳, 37歳, 41歳, 43歳, 45歳, 49歳, 51歳, 52歳, 53歳, 54歳, 56歳, 57歳, 58歳, 59歳, 61歳以上の者 <警察行政> (1泊2日) 40歳, 50歳 (日 帰 り) 35歳, 37歳, 42歳, 44歳, 46歳, 48歳, 52歳, 54歳, 56歳, 58歳, 59歳以上希望者	13,513

③ 特別検診の種類と受診者

(人)	
特別検診の種類	受診者
胃検診	3,679
有機溶剤取扱者特殊健康診断	155
特定化学物質特殊健康診断	68
放射線業務従事者特殊健康診断	81
福祉施設等職員特殊健康診断	147
と畜検査業務等従事者特別検診	69
VDT作業従事者特殊健康診断	619
B型肝炎予防接種（ワクチン接種）	131
B型肝炎予防接種（抗原・抗体検査）	503
B型肝炎予防接種（追加接種）	13
結核健診（予防）事業	30
脳ドック	154
一日健診	841
女性検診（子宮頸がん検診）	6,134
骨密度検査	776
特定業務従事者健康診断（深夜業務従事者）	2,151
高気圧作業健康診断（潜水業務）	9
けん銃特練生健康診断（鉛）	9
騒音作業健康診断	16
運転業務従事者健康診断	0
石綿取扱者特殊健康診断	213

(2) 共済組合の負担金・掛金（令和7年度）

職員及びその扶養者の病気・負傷等に関する給付事業を実施しています。

区 分		地方職員共済組合 長野県支部	公立学校共済組合 長野支部	警察共済組合 長野県支部
組合員数（R8. 3. 31現在） （任意継続組合員を除く）		8,570 人	19,635 人	4,165 人
短期給付に 要する費用	負 担 金	2,468,268 千円	5,965,947 千円	1,448,923 千円
	掛 金	2,432,647 千円	5,798,538 千円	1,447,077 千円
介護給付金の納 付に要する費用	負 担 金	268,070 千円	685,623 千円	126,918 千円
	掛 金	268,034 千円	685,539 千円	129,091 千円
厚生年金保険 給付に要する 費用	負 担 金	6,183,709 千円	16,283,554 千円	3,982,254 千円
	掛 金	4,390,223 千円	10,105,648 千円	2,602,172 千円
退職等年金 給付に要する 費用	負 担 金	338,709 千円	829,512 千円	210,938 千円
	掛 金	338,897 千円	829,504 千円	213,291 千円
経過的長期 給付に要する 費用	負 担 金	31,262 千円	71,473 千円	24,676 千円
組合の事務に 要する費用	負 担 金	46,854 千円	121,213 千円	35,605 千円
福祉事業に 要する費用	負 担 金	71,854 千円	175,543 千円	39,395 千円
	事業補助	58,277 千円	227,304 千円	27,851 千円
	掛 金	69,961 千円	175,450 千円	38,448 千円

(3) 職員互助会の掛金・補助金（令和7年度）

職員が心身ともに健康で働けるよう、福利厚生事業を実施しています。

区 分	長野県職員 互助会	長野県教職員 互助組合	長野県警察 職員互助会
会員数（R8.3.31現在） A	8,735 人	19,065 人	3,989 人
互助会に対する補助金 B	0 千円	0 千円	0 千円
会員による掛金額 C	323,589 千円	817,778 千円	121,240 千円
補助率 B／C	0.0 %	0.0 %	0.0 %
1人当たりの年間補助金額 B／A	0 円	0 円	0 円

(4) 公務・通勤災害の認定状況（令和7年度）

職員の公務上の災害及び通勤による災害の防止に努めるとともに、被災した職員等に対して補償を行っています。

① 常勤職員

(人)

区 分		職 員 数
	負 傷	393
	(死亡)	0
	疾 病	15
	(死亡)	0
	脳心疾患	0
	(死亡)	0
	公務災害	408
	(死亡)	0
通勤災害		22
(死亡)		0
合 計		430
(死亡)		0

- (注) 1 死亡事案の件数は内数です。
 2 脳心疾患には、外傷性のものは含みません。
 3 公務外・通勤災害非該当は含みません。

② 非常勤職員

(人)

区 分		職 員 数
	負 傷	6
	(死亡)	0
	疾 病	0
	(死亡)	0
	脳心疾患	0
	(死亡)	0
	公務災害	6
	(死亡)	0
通勤災害		2
(死亡)		0
合 計		8
(死亡)		0

7 職員給与等の状況

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 (令和8年1月1日)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B/A	(参考) 6年度の 人件費率
7年度	1,995,882人	1,047,502,612千円	7,567,393千円	246,810,653千円	23.5%	24.6%

(注) 人件費には児童手当を含みません。

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

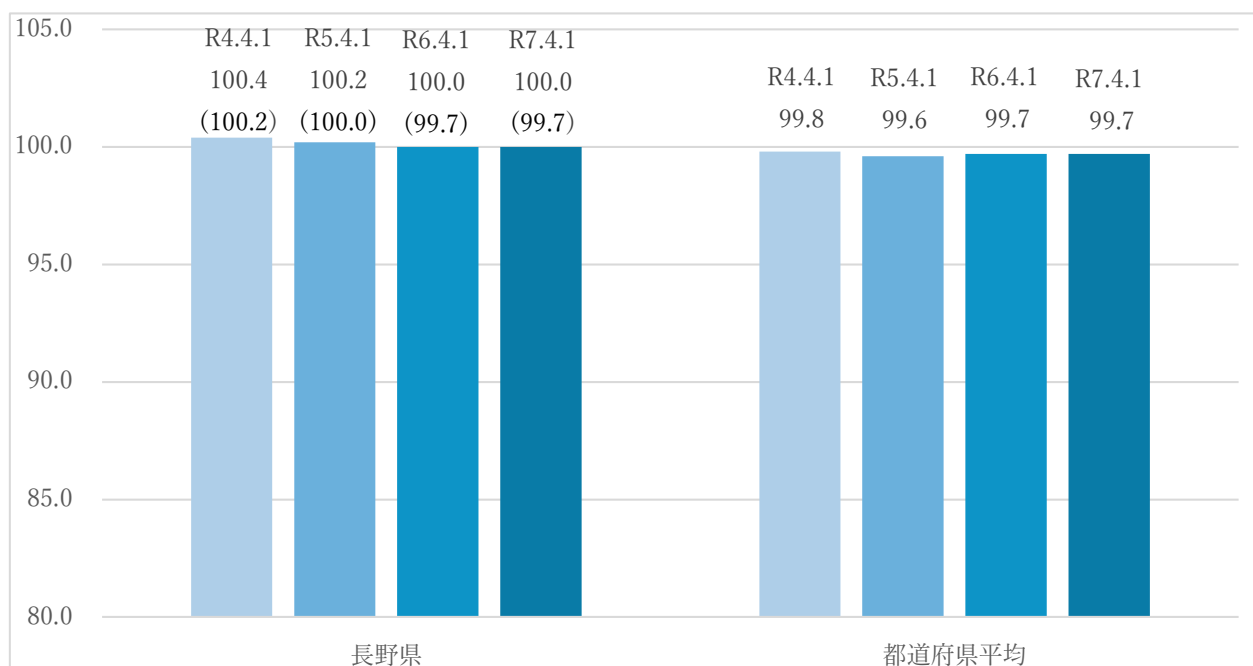
区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
7年度	26,601人	119,129,451千円	22,203,438千円	48,808,270千円	190,141,159千円	7,148千円

(注) 1 職員手当には退職手当、児童手当を含みません。

2 職員数については、7年4月1日現在の人数です。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含みません。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）、定年前再任用短時間勤務職員の給与費を含みますが、会計年度任用職員の給与費は含みません。

(3) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。

2 () 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給割合を用いて補正したラスパイレス指数。（補正前のラスパイレス指数×（1＋当該団体の地域手当支給割合）／（1＋国の指定基準に基づく地域手当支給割合）により算出。）

3 ラスパイレス指数（地域手当補正後ラスパイレス指数を含む）の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の4月1日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の7割水準に設定される職員を除いている。

(4) 給与改定の状況

① 月例給

区 分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A－B	勧告 (改定率)		
7 年度	円 390,697	円 379,844	10,853円 (2.86%)	% 2.86	% 2.86	% 3.62

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額です。

② 特別給

区 分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A－B	勧告 (改定月数)		
7 年度	月 4.64	月 4.60	月 0.04	月 4.65	月 4.65	月 4.65

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数です。

(5) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和7年4月1日現在）

代表的な職種の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額は、次のとおりです。

① 一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
長野県	44.8歳	336,600円	405,603円	369,759円
国	41.9歳	332,237円	—	414,480円
都道府県平均	42.3歳	329,304円	420,139円	372,087円

② 技能労務職

公務員						民間			参考
区分	平均 年齢	職員数	平均給 料月 額	平均給 与月 額 (A)	平均給 与月 額 (国ベース)	区分	平均 年齢	平均給 与月 額 (B)	A/B
長野県	*	*	*	*	*	民間の類似 職種	—	—	—
うち庁務 技師	*	*	*	*	*	うち他に分類さ れない運搬・清掃 ・包装等従事者	48.0歳	320.6千円	*
国	51.3歳	1,703人	294,567円	—	337,907円	—	—	—	—
都道府県 平均	53.7歳	140人	309,925 円	366,087円	341,488円	—	—	—	—

【参考】年収ベース（試算値）での比較

公務員（長野県）		民間		参考
職種	年収（C）	職種	年収（D）	C／D
庁務技師	*	廃棄物処理業 従事者	4,457.9 千円	*

- （注） 1 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用しています。（廃棄物処理業従事者は令和4～令和6年の3ヵ年平均）
- 2 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。
- 3 年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値です。
- 4 個人情報保護の観点から、対象となる職員数が1人又は2人の場合は、該当欄を「*」としています。

③ 高等学校、特別支援学校教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
長野県	46.1 歳	375,600 円	415,704 円
都道府県平均	44.6 歳	378,535 円	442,107 円

④ 小・中学校教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
長野県	44.6 歳	375,700 円	416,951 円
都道府県平均	41.6 歳	366,616 円	424,360 円

⑤ 警察職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
長野県	38.6 歳	348,200 円	393,531 円	382,248 円
国	41.7 歳	329,095 円	—	399,794 円
都道府県平均	39.4 歳	345,913 円	494,513 円	397,690 円

- （注） 1 「平均給料月額」とは、令和7年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均です。
- 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。
- 3 「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものです。

(6) 職員の初任給の状況（令和7年4月1日現在）

一般職のうち、代表的な職種の初任給は、次のとおりです。

区 分		長野県	国
一般行政職	大学卒	230,500円	220,000円
	高校卒	198,700円	188,000円
技能労務職	高校卒	193,200円	—
	中学卒	—	—
高等学校教育職	大学卒	257,500円	—
	高校卒	—	—
小・中学校等教育職	大学卒	257,500円	—
	高校卒	—	—
警察職	大学卒	269,700円	255,200円
	高校卒	235,400円	216,400円

(7) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（令和7年4月1日現在）

区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	277,736円	353,047円	385,105円	401,346円
	高校卒	260,063円	326,315円	312,733円	379,667円
技能労務職	高校卒	—	—	—	—
	中学卒	—	—	—	—
高等学校教育職	大学卒	336,585円	396,542円	423,028円	443,611円
	高校卒	291,382円	—	—	—
小・中学校等教育職	大学卒	339,450円	387,154円	415,419円	425,555円
	高校卒	—	—	—	—
警察職	大学卒	302,406円	386,790円	414,288円	421,788円
	高校卒	286,585円	341,989円	368,331円	421,640円

(8) 級別職員数等の状況 (令和 7 年 4 月 1 日現在)

① 一般行政職

一般行政職の総職員数は 5,357 人 であり、級別の職員数は次のとおりです。

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1 号俸の 給料月額	最高号俸の 給料月額
9 級	1 複雑かつ困難な業務を行う本庁の部長の職務 2 極めて複雑かつ特に困難な業務をつかさどる現地機関の長の職務	22人	0.4%	521,300円	552,700円
8 級	1 本庁の部長の職務 2 極めて複雑かつ困難な業務をつかさどる現地機関の長の職務	52人	1.0%	468,300円	499,100円
7 級	1 複雑かつ困難な業務を行う本庁の課長の職務 2 複雑かつ困難な業務をつかさどる現地機関の長の職務 3 極めて複雑かつ困難な業務をつかさどる現地機関の課長の職務 4 複雑かつ困難な業務を行う企画幹の職務	224人	4.2%	417,200円	460,700円
6 級	1 本庁の課長の職務 2 現地機関の長の職務 3 複雑かつ困難な業務をつかさどる現地機関の課長の職務 4 企画幹の職務	391人	7.3%	362,900円	424,800円
5 級	1 課長補佐の職務 2 現地機関の課長の職務	714人	13.3%	328,300円	406,900円
4 級	1 係長の職務 2 特に規模の小さい現地機関の課長の職務 3 規模の小さい現地機関の課長補佐の職務 4 担当係長の職務 5 主幹の職務 6 主査の職務	1,730人	32.3%	305,300円	397,800円
3 級	主任の職務	593人	11.1%	271,100円	362,400円
2 級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主事又は技師の職務	1,007人	18.8%	235,000円	315,200円
1 級	主事又は技師の職務	624人	11.6%	187,500円	263,700円

② 高等学校、特別支援学校教育職

高等学校、特別支援学校教育職の総職員数は 5,378 人 であり、級別の職員数は次のとおりです。

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号俸の給料月額	最高号俸の給料月額
4級	高等学校又は特別支援学校の校長の職務	110人	2.0%	474,300円	503,000円
3級	高等学校又は特別支援学校の副校長又は教頭の職務	163人	3.0%	397,500円	478,900円
2級	高等学校又は特別支援学校の教諭、養護教諭又は栄養教諭の職務	4,217人	78.4%	265,200円	442,200円
1級	高等学校又は特別支援学校の講師、助教諭、養護助教諭、実習助手又は寄宿舎指導員の職務	888人	16.5%	217,300円	349,400円

③ 小・中・義務教育学校教育職

小・中学校教育職の総職員数は 11,088 人 であり、級別の職員数は次のとおりです。

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号俸の給料月額	最高号俸の給料月額
4級	小学校、中学校又は義務教育学校の校長の職務	540人	4.9%	457,400円	477,400円
3級	小学校、中学校又は義務教育学校の副校長又は教頭の職務	546人	4.9%	369,400円	448,900円
2級	小学校、中学校又は義務教育学校の教諭、養護教諭又は栄養教諭の職務	8,788人	79.3%	238,800円	430,600円
1級	小学校、中学校又は義務教育学校の講師、助教諭又は養護助教諭の職務	1,214人	10.9%	217,300円	327,200円

④ 警察職

警察職の総職員数は 3,506 人 であり、級別の職員数は次のとおりです。

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号俸の 給料月額	最高号俸の 給料月額
9級	1 警察本部の部長の職務 2 極めて複雑かつ特に困難な業務をつかさどる警察署の長の職務	18人	0.5%	489,700円	520,500円
8級	1 極めて複雑かつ困難な業務を行う警察本部の課長の職務 2 極めて複雑かつ困難な業務をつかさどる警察署の長の職務	35人	1.0%	442,100円	483,200円
7級	1 複雑かつ困難な業務を行う警察本部の課長の職務 2 複雑かつ困難な業務をつかさどる警察署の長の職務	43人	1.2%	404,900円	468,200円
6級	1 警察本部の課長の職務 2 警察署の長の職務 3 複雑かつ困難な業務を行う警察本部の次長の職務 4 複雑かつ困難な業務をつかさどる警察署の次長の職務	89人	2.5%	373,300円	451,700円
5級	1 警察本部の次長の職務 2 警察署の次長の職務 3 複雑かつ困難な業務を行う警察本部の課長補佐の職務 4 極めて複雑かつ困難な業務を行う係長の職務 5 極めて複雑かつ困難な業務をつかさどる警察署の課長の職務	518人	14.8%	351,200円	444,700円
4級	1 警察本部の課長補佐の職務 2 複雑かつ困難な業務を行う係長の職務 3 複雑かつ困難な業務をつかさどる警察署の課長の職務 4 極めて複雑かつ困難な業務を行う主任の職務	895人	25.5%	314,600円	423,000円
3級	1 係長の職務 2 警察署の課長の職務 3 複雑かつ困難な業務を行う主任の職務 4 複雑かつ困難な業務を行う巡査長の職務	755人	21.5%	275,200円	404,600円
2級	1 主任の職務 2 巡査長の職務 3 比較的高度の知識又は経験を必要とする業務を行う巡査の職務	706人	20.1%	251,700円	384,200円
1級	巡査の行う職務	447人	12.7%	230,200円	346,100円

(注) 長野県の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。

【参考】昇給への勤務成績の反映状況（一般行政職）

- 1 地方公務員法第23条の2に基づき、平成21年1月より職務遂行力評価、平成21年4月より業績評価を導入し、全職員を対象として勤務成績の評定を実施しています。
- 2 昇給日前1年間の勤務成績（職務遂行力評価及び業績評価の結果等）が良好である者の昇給区分を標準とし、勤務成績が良好で、かつ、当該期間中に昇任、昇格した者を上位区分、勤務成績が良好でない者を下位区分とします。

（9）職員の手当の状況

① 期末手当・勤勉手当

長 野 県	国
1人当たり平均支給額（7年度） 1,857千円	—
（7年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 2.525月分 2.125月分 (1.425)月分 (1.025)月分	（7年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 2.525月分 2.125月分 (1.425)月分 (1.025)月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算5～20％・管理職加算15～25％	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算5～20％・管理職加算10～25％

（注）（ ）内は、再任用職員に係る支給割合です。

【参考】勤勉手当への勤務実績の反映状況（一般行政職）

- 1 地方公務員法第23条の2に基づき、平成21年4月より業績評価を導入し、全職員を対象として勤務成績の評定を実施しています。
- 2 半年毎に、期首に業務目標を設定し、期末において業務目標に対する業績を5段階（A～E）で評価します。その評定結果に基づき勤勉手当の成績率を決定します。

② 退職手当（令和7年4月1日現在）

長 野 県	国
（支給率） 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 19.6695月分 24.586875月分 勤続25年 28.0395月分 33.27075月分 勤続35年 39.7575月分 47.709月分 最高限度 47.709月分 47.709月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置（3％～30％加算） 1人当たり平均支給額 4,626千円 23,851千円	（支給率） 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 19.6695月分 24.586875月分 勤続25年 28.0395月分 33.27075月分 勤続35年 39.7575月分 47.709月分 最高限度 47.709月分 47.709月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置（2％～45％加算）

（注）退職手当の1人当たり平均支給額は、7年度に退職した職員に支給された平均額です。

③ 地域手当（令和 7 年 4 月 1 日現在）

支 給 実 績（7 年度決算）		2,059,976 千円	
支給職員 1 人当たり平均支給年額（7 年度決算）		71,991 円	
支給対象地域	支給対象職員数	支給率	国の制度（支給率）
東京都（特別区）	40 人	20.0%	20.0%
大阪府大阪市等	5 人	16.0%	16.0%
東京都八王子市	1 人	15.0%	15.0%
愛知県名古屋市等	5 人	14.0%	14.0%
広島県広島市	1 人	9.0%	9.0%
愛知県東浦町	1 人	6.0%	6.0%
埼玉県戸田市	1 人	5.0%	5.0%
石川県金沢市	3 人	3.0%	3.0%
長野県（塩尻市）	656 人	1.6%	5.0%
長野県（長野市及び松本市）	9,261 人	1.6%	3.0%
長野県（諏訪市及び伊那市）	1,705 人	1.6%	2.0%
長野県（上記以外）	12,980 人	1.6%	0%
上記以外の市町村	25 人	0%	0%
医師	28 人	16.0%	16.0%
平 均 支 給 割 合		1.65%	1.45%

（注）「国の制度（支給割合）」の欄の平均支給割合は、企業会計等を除く普通会計から給与を支給されている一般職の職員に対し国の支給割合で支給したと仮定した場合の加重平均の支給割合です。

④ 特殊勤務手当（令和 7 年 4 月 1 日現在）

支給実績（7 年度決算）	1,480,207 千円
支給職員 1 人当たり平均支給年額（7 年度決算）	85,934 円
職員全体に占める手当支給職員の割合（7 年度）	56.89%
手当の種類（手当数）	38

○一般職員

手当の 名称	主な支給 対象職員	主な支給対象業務	支給実績 （7 年度決算）	左記職員に対する 支給単価
税務手当	総務部税務課、東京事務所、県税事務所に勤務する職員	県税の調査又は徴収に関する業務のうち、知事が人事委員会と協議して定めるもの	千円 674	業務 1 日につき 600 円（業務に従事した時間が 1 日につき 4 時間に満たない場合は 360 円）
福祉業務 手当	福祉事務所、児童相談所、波田学院、女性相談支援センター、県立総合リハビリテーションセンター又は精神保健福祉センターに勤務する職員	福祉に関する業務のうち、知事が人事委員会と協議して定めるもの	千円 22,847	業務 1 日につき 1,400 円を超えない範囲内において、業務の実態その他の事情を考慮して、知事が人事委員会と協議して定める額

感染症防疫等作業手当	保健所、家畜保健衛生所、動物愛護センター又は環境保全研究所に勤務する職員	感染症の防疫等の作業のうち、知事が人事委員会と協議して定めるもの	千円 7,130	作業1日につき600円を超えない範囲内において、作業の実態その他の事情を考慮して、知事が人事委員会と協議して定める額
精神障害者入院措置等業務手当	保健所に勤務する職員	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第29条の2の2の規定による精神障がい者の入院のための移送等の作業のうち知事が人事委員会と協議して定めるもの	千円 706	作業1日につき800円を超えない範囲内において、作業の実態その他の事情を考慮して、知事が人事委員会と協議して定める額
麻薬取締手当	健康福祉部薬事管理課に勤務する職員	麻薬の取締りに関する業務のうち、知事が人事委員会と協議して定めるもの	千円 88	業務1日につき1,200円（業務に従事した時間が1日につき4時間に満たない場合は720円）
医療等業務手当	保健所又は県立総合リハビリテーションセンターに勤務する職員	医療等に関する業務のうち、知事が人事委員会と協議して定めるもの	千円 8,302	業務1日につき1,200円を超えない範囲内において、業務の実態その他の事情を考慮して、知事が人事委員会と協議して定める額
公害等検査手当	地域振興局、保健所検査課、環境保全研究所又は諏訪湖環境研究センターに勤務する職員	公害等に係る検査の作業のうち、知事が人事委員会と協議して定めるもの	千円 2,610	作業1日につき600円を超えない範囲内において、作業の実態その他の事情を考慮して、知事が人事委員会と協議して定める額
研究指導等業務手当	工科短期大学校、南信工科短期大学校又は技術専門学校に勤務する職員	研究指導等に関する業務のうち、知事が人事委員会と協議して定めるもの	千円 3,319	業務1日につき1,200円を超えない範囲内において、業務の実態その他の事情を考慮して、知事が人事委員会と協議して定める額
種雄牛馬豚等取扱作業手当	畜産試験場に勤務する職員	種雄牛馬豚の自然交配、精液の採取等の作業のうち、知事が人事委員会と協議して定めるもの	千円 34	作業1日につき300円を超えない範囲内において、作業の実態その他の事情を考慮して、知事が人事委員会と協議して定める額
有害物取扱手当	試験研究機関等に勤務する職員	有毒ガスの発生を伴う作業又は有害な薬品等を取り扱う作業のうち、任命権者が人事委員会と協議して定めるもの	千円 22	作業1日につき400円を超えない範囲内において、作業の実態その他の事情を考慮して、任命権者が人事委員会と協議して定める額

特殊現場 作業手当	建設事務所、地域振興局等に勤務する職員	工事現場、災害現場、高圧線近接地等で作業条件が劣悪又は著しく危険な場所において行われる作業のうち知事が人事委員会と協議して定めるもの	千円 610	作業1日につき900円（特定原子力事業所の敷地内における作業にあつては作業1日につき40,000円）を超えない範囲内において、作業の実態その他の事情を考慮して、知事が人事委員会と協議して定める額
用地交渉 手当	建設事務所、地域振興局等に勤務する職員	用地の取得又は用地の取得に伴う物件若しくは権利の補償に関する権利者との交渉のうち、任命権者が人事委員会と協議して定めるもの	千円 1,576	交渉1日につき700円（交渉に従事した時間が1日につき2時間に満たない場合は560円。交渉が午後7時以後に及ぶ場合は400円を加算する。）
道路作業 手当	建設事務所に勤務する職員	道路の除雪の作業又は交通を遮断することなく行う道路の維持修繕の作業のうち知事が人事委員会と協議して定めるもの	千円 289	作業1日につき300円（作業に従事した時間が1日につき4時間に満たない場合は180円）
死体処理 手当	特定大規模災害に対処するため人の死体の取扱いに関する作業で知事が人事委員会と協議して定めるものに従事した職員		千円 0	作業1日につき2,000円を超えない範囲内において、作業の実態その他の事情を考慮して、知事が人事委員会と協議して定める額
夜間看護等 手当	県立総合リハビリテーションセンターに勤務する職員	正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜（午後10時後翌日の午前5時前の間をいう。以下同じ。）において行われる看護等の業務	千円 11,970	勤務1回につき3,550円（深夜における勤務時間が2時間以上4時間に満たない場合は3,100円、2時間に満たない場合は2,150円）、勤務時間が深夜（午後10時～翌日午前5時）の全部を含む場合は7,300円
航空業務 手当	消防防災航空センターに勤務する職員	航空機の操縦作業	千円 11,171	作業1時間につき5,100円（特に危険又は困難な作業で知事が人事委員会と協議して定めるものにあつては、その額にその額の100分の45に相当する額を超えない範囲内において、知事が人事委員会と協議して定める額を加えた額）を超えない範囲内において、業務の実態その他の事情を考慮して、知事が人事委員会と協議して定める額
		航空機の整備作業		作業1日につき2,600円（作業に従事した時間が1日につき2時間に満たない場合は1,560円）（航空法（昭和27年法律第231号）第19条第2項に規定する確認の作業を行った場合は、その額にその額の100分の30に相当する

				額を加えた額)
		航空機に搭乗して行う消防、防災等の業務（知事が人事委員会と協議して定めるものに限る。以下「消防防災業務」という。）		業務 1 時間につき 2,200 円（特に危険又は困難な業務で知事が人事委員会と協議して定めるものにあつては、その額にその額の 100 分の 30 に相当する額を加えた額）を超えない範囲内において、業務の実態その他の事情を考慮して、知事が人事委員会と協議して定める額
		飛行中の航空機から降下して行う消防防災業務		業務 1 日につき 870 円
外国勤務手当	外国において勤務する職員のうち、知事が人事委員会と協議して定めるもの		千円 45,940	勤務 1 月につき在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（昭和 27 年法律第 93 号）第 2 条第 1 項に規定する在外職員であるとした場合に同法の規定により支給されることとなる在勤手当の額を超えない範囲内において、勤務の実態その他の事情を考慮して、知事が人事委員会と協議して定める額

○学校職員

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (7 年度決算)	左記職員に対する 支給単価
教務手当	昼間部の勤務を本務とする教育職員	夜間部の授業又はその補助	千円 191	1 時間につき 670 円の範囲内において長野県教育委員会が知事及び人事委員会と協議して定める額
	夜間部の勤務を本務とする教育職員	昼間部の授業又はその補助		
	教育職員	本務のほかに行った通信教育における添削指導又は面接指導		
	教育職員	夜間における農業の実習指導		業務 1 夜につき 2,100 円の範囲内において長野県教育委員会が知事及び人事委員会と協議して定める額
多学年学級担当手当	小学校、中学校又は義務教育学校の 2 以上の学年の児童又は生徒で編制さ	3 以上の学年の児童又は生徒で編制されている学級における授業又は指導	千円 752	業務 1 日につき 180 円

	れている学級を担当する教育職員のうち教育委員会が知事及び人事委員会と協議して定める教育職員	2の学年の児童又は生徒で編制されている学級における授業又は指導		業務1日につき150円
教員特殊 業務手当	教育職員	学校の管理下において行う非常災害時等の緊急業務で長野県教育委員会が知事及び人事委員会と協議して定めるもの 修学旅行、林間・臨海学校等（学校が計画し、実施するものに限る。）において幼児、児童又は生徒を引率して行う指導業務で泊を伴うもの 対外運動競技等において幼児、児童又は生徒を引率して行う指導業務で泊を伴うもの又は週休日若しくは休日等を行うもの 学校の管理下において行われる部活動における幼児、児童又は生徒に対する指導業務で泊を伴うもの、週休日若しくは休日等を行うもの又は半日勤務時間が割り振られた日の正規の勤務時間外に行うもの 特別支援学校において幼児、児童又は生徒に対して行う教育に関する業務のうち教育委員会が知事及び人事委員会と協議して定めるもの 小学校又は中学校の学校教育法（昭和22年法律第26号）第81条第2項に規定する特別支援学級を担当する場合において当該担当する特別支援学級の児童又は生徒に対して直接行う教育に関する業務 小学校又は中学校における学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第140条の規定による特別の教育課程による教育に従事することを本務とする場合において児童又は生徒に対して直接行う当該教育に関する業務 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第44条に規定する児童自立支援施設に入所又は通所している児童又は生徒に対して直接行う教育に関する業務を本務とする場合における当該業務 学生に対する研究指導に関する業務のうち任命権者が人事委員会と協議して定めるもの	千円 950,133	業務1日（泊を伴うものにあつては、1泊）につき8,000円（被害が特に甚大な非常災害の際の業務に従事した場合にあつては、当該額にその100分の100に相当する額を加算した額）の範囲内において任命権者が人事委員会（大学以外の教育職員に対して支給する場合にあつては知事及び人事委員会）と協議して定める額

教育業務連絡指導手当	小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校に置かれる教務その他の教育に関する業務についての連絡調整及び指導助言に当たる主任等で、その職務が困難であるとして教育委員会が知事及び人事委員会と協議して定めるものの職務を担当する教育職員	当該担当に係る業務	千円 48,875	業務1日につき100円
入学者選拔手当	教育職員	入学者選抜のための審査又は採点の事務及び進学生徒に関する調査書作成の事務	千円 18,858	1時間につき240円
特殊現場作業手当	教育職員	特定原子力事業所の敷地内又は原子力災害対策本部長の指示に基づき設定された区域等において行う業務を考慮して人事委員会が定める区域において行われる作業のうち長野県教育委員会が知事及び人事委員会と協議して定めるもの	千円 0	作業1日につき40,000円を超えない範囲内において、作業の実態その他の事情を考慮して、長野県教育委員会が知事及び人事委員会と協議して定める額
死体処理手当	特定大規模災害に対処するため人の死体の取扱いに関する作業で長野県教育委員会が知事及び人事委員会と協議して定めるものに従事した教育職員		千円 0	作業1日につき2,000円を超えない範囲内において、作業の実態その他の事情を考慮して、長野県教育委員会が知事及び人事委員会と協議して定める額

○警察職員

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (7年度決算)	左記職員に対する 支給単価
刑事手当	警部以下の警察官	主として私服員として行った犯罪の予防若しくは捜査又は被疑者の逮捕の作業	千円 70,251	作業1日につき560円(作業に従事した時間が1日につき4時間に満たない場合は340円)
留置業務手当	警察官	被疑者等の留置、看守及び護送の作業	千円 10,044	作業1日につき340円(作業に従事した時間が1日につき4時間に満たない場合は200円)
犯罪鑑識手当	警察職員	指紋、手口若しくは写真を利用して行う犯罪鑑識の作業(準備の作業を含む。)又は理化学、法医学若しくは銃器弾薬類の知識を利用して行う鑑定の作業	千円 8,436	作業1日につき560円を超えない範囲内において、作業の実態その他の事情を考慮して、任命権者が知事及び人事委員会と協議して定める額

警ら手当	警察官	警らの作業	千円 45,820	作業1日につき340円（作業に従事した時間が1日につき4時間に満たない場合は200円）
少年補導手当	一般職員	少年補導の作業	千円 0	作業1日につき330円（作業に従事した時間が1日につき4時間に満たない場合は200円）
交通取締手当	警察職員	交通取締用自動車その他特殊自動車を運転する作業又は交通の指導取締り、交通整理、交通検問若しくは交通事故処理の作業	千円 31,120	作業1日につき840円を超えない範囲内において、作業の実態その他の事情を考慮して、任命権者が知事及び人事委員会と協議して定める額
航空業務手当	警察職員	航空機の操縦作業	千円 10,800	作業1時間につき5,100円（特に危険又は困難な作業で任命権者が知事及び人事委員会と協議して定めるものにあつては、その額にその額の100分の45に相当する額を超えない範囲内において、任命権者が知事及び人事委員会と協議して定める額を加えた額）を超えない範囲内において、作業の実態その他の事情を考慮して、任命権者が知事及び人事委員会と協議して定める額
		航空機の整備作業		作業1日につき2,600円（作業に従事した時間が1日につき2時間に満たない場合は1,560円）（航空法（昭和27年法律第231号）第19条第2項に規定する確認の作業を行った場合は、その額にその額の100分の30に相当する額を加えた額）
		航空機に搭乗して行う搜索、救難等の作業（任命権者が知事及び人事委員会と協議して定めるものに限る。以下「搜索作業」という。）		作業1時間につき2,200円（特に危険又は困難な作業で任命権者が知事及び人事委員会と協議して定めるものにあつては、その額にその額の100分の30に相当する額を加えた額）を超えない範囲内において、作業の実態その他の事情を考慮して、任命権者が知事及び人事委員会と協議して定める額
		飛行中の航空機から降下して行った搜索作業		作業1日につき870円

術科手当	警察職員	柔道、剣道、逮捕術又はけん銃操法の術科訓練の指導	千円 121	指導 1 日につき 310 円（指導に従事した時間が 1 日につき 2 時間に満たない場合は 190 円）
爆発物等 取扱手当	警察職員	実験用爆発物の製造若しくは解体の作業又は実験用爆発物を用いて行う爆発実験の作業	千円 0	作業 1 日につき 620 円（作業に従事した時間が 1 日につき 4 時間に満たない場合は 380 円）
	警察職員	特殊危険物質（サリン（メチルホスホノフルオリド酸イソプロピルをいう。以下この項において同じ。）及びサリン以上の又はサリンに準ずる強い毒性を有する物質をいう。以下同じ。）の製造過程を解明する等の目的で行う実験の作業で当該特殊危険物質が発生するおそれがあるもの		
	警察職員	火薬類取締法（昭和 25 年法律第 149 号）又は高压ガス保安法（昭和 26 年法律第 204 号）の規定に基づく立入検査の作業		
	警察職員（特殊危険物質又はその疑いのある物質の処理作業に係る爆発物等処理手当を支給される者を除く。）	特殊危険物質による被害のおそれがある区域内において行う作業		作業 1 日につき 310 円（作業に従事した時間が 1 日につき 4 時間に満たない場合は 190 円）
救助特別 手当	警察職員	山岳若しくは大規模災害現場において著しく危険かつ困難な状況のもとで行う遭難者の救助（捜索を含む。以下この項において同じ。）の作業若しくは被災者の救助若しくは救援の作業（任命権者が知事及び人事委員会と協議して定めるものに限る。）又は山岳遭難救助の訓練	千円 1,939	作業又は訓練 1 日につき 1,900 円を超えない範囲内において、作業又は訓練の実態その他の事情を考慮して、任命権者が知事及び人事委員会と協議して定める額
死体処理 手当	警察職員	（１）人の死体の処理作業 （２）特定大規模災害に対処するため人の死体の処理作業又は人の死体の取扱いに関する作業で任命権者が知事及び人事委員会と協議して定めるもの	千円 53,149	（１）にあつては作業 1 体につき 3,200 円、（２）にあつては作業 1 日につき 2,000 円

爆発物等 処理手当	警察職員	著しく危険かつ緊急を要する状況のもとで行う爆発物容疑物件の処理作業（任命権者が知事及び人事委員会と協議して定めるものに限る。）	千円 0	勤務 1 回につき 5,200 円
	警察職員	特殊危険物質又はその疑いのある物質の処理作業（任命権者が知事及び人事委員会と協議して定めるものに限る。）		
警衛警護 手当	警察官	身辺の警衛又は警護の作業（任命権者が知事及び人事委員会と協議して定めるものに限る。）	千円 934	作業 1 日につき 1,150 円を超えない範囲内において、作業の実態その他の事情を考慮して、任命権者が知事及び人事委員会と協議して定める額
銃器犯罪 捜査手当	警察官	銃器若しくはその疑いのある物が使用されている現場又は銃器が使用されるおそれがある現場における逮捕、警戒等の作業（任命権者が知事及び人事委員会と協議して定めるものに限る。）	千円 221	勤務 1 日につき 1,640 円を超えない範囲内において、作業の実態その他の事情を考慮して、任命権者が知事及び人事委員会と協議して定める額
夜間特殊 業務手当	警察職員	交替制勤務により正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜（午後 10 時後翌日の午前 5 時前の間をいう。）において行われる特殊な業務	千円 108,304	勤務 1 回につき 1,100 円を超えない範囲内において、業務の実態その他の事情を考慮して、任命権者が知事及び人事委員会と協議して定める額
緊急呼出 業務手当	警察職員	突発的に発生した事件又は事故を処理するため、正規の勤務時間以外の時間において緊急の呼出しにより勤務することを命ぜられて行う、当該事件又は事故の処理業務（任命権者が知事及び人事委員会と協議して定めるものに限る。）	千円 2,858	勤務 1 回につき 1,240 円
潜水手当	警察職員	潜水器具を着用した潜水作業	千円 111	作業 1 時間につき 1,500 円を超えない範囲内において、作業の実態その他の事情を考慮して、任命権者が知事及び人事委員会と協議して定める額

特殊現場 作業手当	警察職員	特定原子力事業所の敷地内 又は原子力災害対策本部長の 指示に基づき設定された 区域等において行う業務を 考慮して人事委員会が定め る区域において行われる作 業のうち任命権者が知事及 び人事委員会と協議して定 めるもの	千円 0	作業1日につき40,000円を 超えない範囲内において、作 業の実態その他の事情を考 慮して、任命権者が知事及び 人事委員会と協議して定め る額
--------------	------	--	---------	---

⑤ 時間外勤務手当

	一般行政	警察行政	合 計	職員1人当たり 平均支給年額
7 年度	2,183,045千円	2,192,152千円	4,375,197千円	465千円
6 年度	2,019,518千円	2,094,114千円	4,113,632千円	433千円

⑥ その他の手当（令和7年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制 度との 異同	国の制度と 異なる内容	支給実績 (7年度決算)	支給職員 1人当たり 平均支給年額 (7年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に対し支給。		—	2,540,588 千円	245,966 円
	区分	手当の額			
	配偶者	3,000 円 (※)			
	孫、父母、 祖父母、弟 妹、重度心 身障がい者	1人につき父母等6,500 円 (※)。			
	子	1人につき11,500 円(※) なお、扶養親族である子のうち、満 15 歳に達する日後の最初の4月1 日から満22 歳に達する日以後の最 初の3月31 日までの間にある子に ついては、当該子の扶養手当の月額 に5,000 円を加算した額を当該子の 扶養手当の月額とする			
※ 配偶者の支給額は、行政職給料表8級相当以上 の職員の場合、支給されない。 父母等の支給額は、行政職給料表8級相当職員の場合 3,500円、行政職給料表9級相当職員の場合、 支給されない。					

住居手当	住宅を借り受け月額12,000円を超える家賃を支払っている職員に対し支給。		異なる	《国の制度》 月額16,000円を超える家賃を支払っている職員に対し支給。 借家等 [家賃月27,000円以下] 支給額＝家賃相当額－16,000円 [家賃月27,000円超] 支給額＝11,000円＋(家賃相当額－27,000円)×1/2 (最高支給限度額：28,000円)	1,998,611 千円	284,824 円
	区分	手当の額				
	借家等	[家賃月24,500円以下] 支給額＝家賃相当額－12,000円 [家賃月24,500円超] 支給額＝12,500円＋(家賃相当額－24,500円)×1/2 (最高支給限度額：27,700円)				
	別居する配偶者のための借家等	上記の2分の1の額				
通勤手当	通勤のため電車・バスなどの交通機関又は自動車などの交通用具を使用する職員に対し支給。		異なる	《国の制度》 交通用具使用者の支給額 2,000円～31,600円	3,024,472千円	124,085 円
	区分	手当の額				
	交通機関利用者	6か月定期券等の価額により一括支給。 1か月当たりの運賃等相当額(通勤のため特急列車等を利用することが必要である職員のうち一定の要件を満たすものについては、特急料金等を加算した額) (※)				
	交通用具使用者	使用距離に応じて2,460円～41,050円。 (自動車・バイク・自転車とも同額) ただし、通勤のため高速道路を利用することが必要である職員のうち一定の要件を満たすものについては、高速道路料金を加算した額。 (※)				
	(※) 1ヶ月当たりの交通機関等に係る通勤手当の額、自動車等に係る通勤手当の額及び新幹線鉄道等に係る特別料金を合算した額で150,000円を限度とする。					
単身赴任手当	異動に伴う住居の移転により、同居していた配偶者と別居する職員に対し支給。基本額は30,000円とし、職員の住居と配偶者の住居との距離に応じ8,000円～16,000円を加算。		異なる	《国の制度》 8,000～70,000円を加算	341,746 千円	385,283 円

宿日直手当	正規の勤務時間外又は休日において、宿日直勤務をした職員に対し支給。			同じ	—	147,644 千円	163,323 円	
	区分		手当の額(勤務1回につき)					
	医師		22,500 円					
	一般の宿日直		4,700 円					
	特別支援教育諸学校		7,400 円					
	警察		7,700 円					
特別勤務手当	管理職員	公務の運営の必要により週休日又は休日に勤務した給料の特別調整額の支給を受ける管理・監督の地位にある職員に対し支給。勤務1回につき12,000 円以内（勤務が6時間を超える場合には18,000 円以内）の額とする。			同じ	—	16,277 千円	110,727円
休日給	国民の祝日及び年末年始の休日の正規の勤務時間に勤務することを命ぜられた職員（教員を除く）に対して、勤務1時間当たりの額に135/100を乗じて得た額を勤務した時間数に応じて支給。			同じ	—	701,601 千円	173,021 円	
給料の特別調整額	管理・監督の地位にある職員のうち、人事委員会規則で指定するものに対して、その職務・職責に応じた額を支給。			同じ	—	1,598,514 千円	731,250 円	
	主な職		支給額					
	部長級（行政職）		94,800円～130,700円					
	課長級（行政職）		59,000円～ 80,700円					
	学校の校長		53,400円～ 74,300円					
	学校の教頭		34,700円～ 54,300円					
寒冷地手当	条例で定める寒冷地に勤務する職員に対し、冬季間における寒冷、積雪による暖房費等の増嵩分を補填する趣旨で、11 月から翌年3 月までの期間、条例で定めた額を職員の世帯等の区分に応じ支給。			同じ	—	1,490,948 千円	55,123円	
	世帯等の区分	世帯主である職員						その他の職員
		扶養親族のある職員	その他の世帯主である職員					
		月額	19,800 円					

初任給調整手当	医師・歯科医師等で人事委員会が定める職員に対し支給。	異なる	＜国の制度＞ 医師等について、414,800円以内で支給。 獣医師に係る手当について支給なし。	91,985 千円	958,177 円
	区分				
	医師・歯科医師				
	獣医師				
	理学療法士 作業療法士				
	特殊な専門知識を有し、特別の事情があるもの				
務特 手地 当勤	生活の著しく不便な山間地に所在する公署として人事委員会が定めるものに勤務する職員に対して、給料月額に支給割合（2級地 8/100）を乗じて得た額を支給。	同じ	—	8,164 千円	209,343 円
夜 勤 手 当	正規の勤務時間として、午後10時から翌朝の午前5時までの間に勤務する職員に対して、勤務1時間当たりの額に25/100を乗じて得た額を勤務した時間数に応じて支給。	同じ	—	318,400 千円	107,895 円
農 林 業 普 及 指 導 手 当	農林業普及指導業務に従事する職員に対し、給料月額に4/100を乗じて得た額を支給。			26,183 千円	155,853 円
へ き 地 手 当	交通条件及び自然的、経済的、文化的諸条件に恵まれない山間へき地に所在する学校等に勤務する学校職員に対して、給料月額に支給割合（1級地 8/100～4級地 20/100）を乗じて得た額を支給。			178,194 千円	366,653 円
義 務 教 育 等 教 員 特 別 手 当	小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び特別支援学校等の教育職員に対し、給料の級及び号俸に応じ、2,000円から8,000円の範囲内で支給。			1,005,114 千円	57,353 円
定 時 制 通 信 教 育 手 当	定時制又は通信制課程を置く高校で、定時制又は通信制を本務とする教諭等に対し、20,000円を支給。なお、夜間定時制本務の教諭等には2,000円を加算。			76,212 千円	245,845 円
産 業 教 育 手 当	農業課程又は工業課程を置く高校で、実習を伴う農業又は工業の科目を担当する教諭等に対し、20,000円又は12,000円を支給。			98,389 千円	230,418 円

(10) 特別職の報酬等の状況（令和7年4月1日現在）

区 分				給料月額等		
給 料	知 副	知 事	事 務	1,292,000円 996,000円		
報 酬	議 副 議	議 長	長 員	996,000円 870,000円 813,000円		
期 末 手 当	知 副	知 事	事 務	(7年度支給割合) 3.5月分		
	議 副 議	議 長	長 員	(7年度支給割合) 3.5月分		
退 職 手 当	知 副	知 事	事 務	(算定方式) 129万2千円×在職月数×0.53 99万6千円×在職月数×0.38	(1期の手当額) 3,286万8千480円 1,816万7千40円	(支給時期) 原則、最終退職時 原則、最終退職時

(注) 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額です。

(11) 公営企業職員の状況

① 職員給与費の状況（決算）

区 分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める職 員給与費比率 B/A	(参考) 5年度の総費用に占め る職員給与費比率
7 年度	千円	千円	千円	%	%
電気事業	5,102,289	585,011	313,405	6.1	5.4
水道事業	4,961,910	147,568	257,711	5.2	5.6

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費 330,422 千円を含みません。

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
7 年度	人	千円	千円	千円	千円	千円
電気事業	70	297,492	76,654	126,133	500,279	7,147
水道事業	56	245,366	53,432	102,461	401,259	7,165

(注) 1 職員手当には退職手当、児童手当を含みません。

2 職員数は、8 年 3 月 31 日現在の人数です。

3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）、定年前再任用短時間勤務職員を含みますが、会計年度任用職員を含みません。

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和 7 年 4 月 1 日現在）【計算方法の確認】

区 分		平均年齢	基本給	平均月収額
電気事業	長野県	43.7歳	354,345円	529,417円
	団体平均	45.0歳	354,032円	550,346円
水道事業	長野県	48.8歳	366,965円	532,356円
	団体平均	44.1歳	357,391円	563,334円

(注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。

2 平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含んで算出している。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

長野県	
1 人当たり平均支給額（7 年度）	
電気事業	1,767 千円
水道事業	1,728 千円
（7 年度支給割合）	
期末手当	勤勉手当
2.525 月分	2.125 月分
(1.425) 月分	(1.025) 月分
（加算措置の状況）	
職制上の段階、職務の級等による加算措置	
・役職加算	5～20%
・管理職加算	15～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

イ 退職手当（令和 7 年 4 月 1 日現在）

長	野	県
(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続 20年	19.66950月	26.36550月
勤続 25年	28.03950月	33.27075月
勤続 35年	39.75750月	47.70900月
最高限度額	47.70900月	47.70900月
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置(3%～30%加算)	
1人当たり平均支給額		
電気事業	0千円	26,856 千円
水道事業	539 千円	21,718 千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、7年度に退職した職員に支給された平均額です。

ウ 地域手当（令和 7 年 4 月 1 日現在）

支給実績（7年度決算）		8,959 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（7年度決算）		71,102 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給率）
	%	人	%
電気事業（全県）	1.6	70	1.6
水道事業（全県）	1.6	56	1.6

エ 特殊勤務手当（令和 7 年 4 月 1 日現在）ここから

支給実績（7年度決算）		電気事業	87	千円
		水道事業	96	
支給職員1人当たり平均支給年額（7年度決算）		電気事業	3,510	円
		水道事業	11,980	
職員全体に占める手当支給職員の割合（7年度）		電気事業	35.2	%
		水道事業	13.6	
手当の種類（手当数）		電気事業	電気事業及び水道事業合計で5	
		水道事業		
手当の 名称	主な支給 対象職員	主な支給対象業務	支給実績 （7年度決算）	左記職員に対する 支給単価
特殊現場 作業手当	職 員	地上又は水面上15メートル以上の足場の不安 定な箇所で行う作業	千円 79	1日につき500円 （2時間未満の場合300円）
		地上又は水面上5メートル以上15メートル未 満の足場の不安定な箇所で行う作業		1日につき400円 （2時間未満の場合240円）

		橋脚の基礎工事その他河川等におけるこれに類する工事において地面下 15 メートル以上の縦坑（直径が 15 メートル未満のものに限る。）で行う作業	1 日につき 500 円 （2 時間未満の場合 300 円）																
		橋脚の基礎工事その他河川等におけるこれに類する工事において水面下 2 メートル以上の深所又は地面下 5 メートル以上の縦坑（直径が 5 メートル未満のものに限る。）で行う作業	1 日につき 400 円 （2 時間未満の場合 240 円）																
		土砂の崩落の危険があるずい道、横坑又は斜坑の坑内で行う作業	1 日につき 500 円 （2 時間未満の場合 300 円）																
		土砂の崩落の危険がある作業現場の作業等で傾斜 20 度以上の斜面又はその直下の足場の不安定な箇所で行うもの	1 日につき 400 円 （2 時間未満の場合 240 円）																
		普通高压以上の活線作業	1 日につき 500 円 （2 時間未満の場合 300 円）																
		特別高压送電線路における特殊装柱（開閉器装着柱、分岐柱、ガントリー柱等をいう。）の活線上部作業	1 日につき 500 円 （2 時間未満の場合 300 円）																
		水圧鉄管の内部作業	1 日につき 500 円 （2 時間未満の場合 300 円）																
		水圧鉄管充水中の水車、ケーシング又はドラフトチューブの内部作業	1 日につき 200 円 （4 時間未満の場合 120 円）																
		次の範囲内で活線に近接して行う作業	1 日につき 200 円 （4 時間未満の場合 120 円）																
		<table><tr><th>距離区分 活線の電圧区分</th><th>頭上 メートル以内</th><th>側面 メートル以内</th><th>足下 メートル以内</th></tr><tr><td>3,300ボルト以上 22,000ボルト未満</td><td>0.4</td><td>0.8</td><td>0.8</td></tr><tr><td>22,000ボルト以上 154,000ボルト未満</td><td>0.6</td><td>1.0</td><td>1.2</td></tr><tr><td>154,000ボルト以上</td><td>1.8</td><td>2.5</td><td>3.6</td></tr></table>	距離区分 活線の電圧区分	頭上 メートル以内	側面 メートル以内	足下 メートル以内	3,300ボルト以上 22,000ボルト未満	0.4	0.8	0.8	22,000ボルト以上 154,000ボルト未満	0.6	1.0	1.2	154,000ボルト以上	1.8	2.5	3.6	
		距離区分 活線の電圧区分	頭上 メートル以内	側面 メートル以内	足下 メートル以内														
		3,300ボルト以上 22,000ボルト未満	0.4	0.8	0.8														
		22,000ボルト以上 154,000ボルト未満	0.6	1.0	1.2														
		154,000ボルト以上	1.8	2.5	3.6														
電気工作物に係る次に掲げる作業で著しく危険なもの （1）送電線路補修作業 （2）外線作業 （3）主要機器の分解補修及び据付けの作業 （4）屋外鉄構の組立て又は架線の作業	1 日につき 200 円 （4 時間未満の場合 120 円）																		
大規模なダム建設工事現場（当該工事現場に附帯する発電所建設工事現場を含む。）で行う作業	1 日につき 400 円 （2 時間未満の場合 240 円）																		
重大な災害の発生した現場等で行う水防、消防、救助等の作業	1 日につき 600 円（2 時間未満の場合 360 円）。この場合において、作業が日没から日の出までの間（以下「夜間」という。）に行われるときは 900 円 （2 時間未満の場合 540 円）																		
重大な災害の発生した現場等で行う巡回監視、避難誘導又は広報宣伝の作業	1 日につき 400 円（2 時間未満の場合 240 円）。この場合において、作業が夜間に行われるときは 600 円 （2 時間未満の場合 360 円）																		

		道路における上水道の漏水調査、導管の敷設等の作業で、午後8時から翌日の午前6時までの間において行うもの又は交通が頻繁な道路若しくは混雑する道路において交通を遮断することなく行うもの		1日につき400円 (2時間未満の場合240円)
		洪水警戒体制時において行うダム管理の作業又は大雨、雷雨、強風等の悪天候下の屋外において行う水門管理の作業		1日につき300円 (2時間未満の場合180円)
		ダムにおいて行う12月1日から翌年の3月31日までの間の屋外又はダム本体内における計器の点検、整備、調査及び測定の作業		1日につき300円 (2時間未満の場合180円)
		ダム湖において行う流木等の除去のための船上作業		1日につき400円 (2時間未満の場合240円)
		発電機の運転に伴い発生する騒音が90デシベル以上である当該発電機の周辺において行う当該運転中の発電機の主軸の点検その他の作業		1日につき500円 (2時間未満の場合300円)
取水口危険 作業手当	職員	発電管理事務所、上田水道管理事務所又は水道用水管理事務所の導水管内で行う作業	千円 4	1日につき500円 (2時間未満の場合300円)
		発電管理事務所、上田水道管理事務所又は水道用水管理事務所の取水門において行うごみ除去の作業		
		送水管、導水管等の敷設作業で有毒ガスの充満又は酸素の欠乏するおそれのある管路の内部において行うもの		
有害物 取扱手当	職員	有害ガスの発生を伴う実験等の作業又は有毒ガスの漏れるおそれの著しい危険な機器の取扱作業若しくは作業中有毒ガスの漏れた場合において行う必要な緊急処置で著しく危険な作業	千円 0	1日につき300円 (4時間未満の場合180円)
用地交渉 手当	職員	用地の取得又は用地の取得に伴う物件若しくは権利の補償に関し、現地において次に掲げる者以外の権利者を行う交渉 (1)国、地方公共団体、国家公務員退職手当法施行令(昭和28年政令第215号)第9条の2各号に掲げる法人その他これらに準ずるもの (2)土地、物件又はこれらに関する権利の譲渡を申し出たもの	千円 8	1日につき700円(2時間未満の場合560円)。この場合において、交渉が午後7時以後に及ぶときは1,100円(2時間未満の場合960円)
浄水検査 手当	職員	上田水道管理事務所又は水道用水管理事務所に勤務し、浄水の最終検査に従事することを常例とする職員が行う当該検査	千円 92	1日につき400円 (2時間未満の場合240円)
感染症防疫 等作業手当	職員	家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第2条に定める家畜伝染病のうち口蹄疫、豚熱、高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザのまん延を防止するために行う家畜のと殺、家畜の死体の焼却若しくは埋却又は畜舎等の消毒の作業	千円 0	1日につき300円 (4時間未満の場合180円)。この場合において、作業が牛又は豚のと殺のときは600円 (4時間未満の場合360円)

オ 時間外勤務手当

支給実績（7年度決算）	千円
電気事業	30,985
水道事業	17,905
職員1人当たり平均支給年額（7年度決算）	千円
電気事業	436
水道事業	303
支給実績（6年度決算）	千円
電気事業	32,958
水道事業	17,062
職員1人当たり平均支給年額（6年度決算）	千円
電気事業	599
水道事業	334

（注） 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます。

カ その他の手当（令和7年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 （7年度決算）	支給職員 1人当たり 平均支給年額 （7年度決算）
扶養手当	扶養親族のある職員に対し支給。			千円	円
	区分	手当の額			
	配偶者	3,000 円		電気事業	電気事業
	子、孫、 父母、祖父 母、弟妹、 重度心身障 がい者	1人につき子11,500 円、父母等 6,500 円。 なお、扶養親族である子のうち、満 15 歳に達する日後の最初の4月1 日から満22 歳に達する日以後の最 初の3月31 日までの間にある子に ついては、当該子の扶養手当の月額 に5,000 円を加算した額を当該子の 扶養手当の月額とする。	同じ	8,877	246,569
	※ 行政職給料表8級相当職員は、父母等の場合 の支給額は3,500円、配偶者の場合は支給され ない。		—	水道事業 5,333	水道事業 183,897

住居手当	住宅を借り受け月額12,000円を超える家賃を支払っている職員に対し支給。		異なる	《国の制度》	千円	円
	区分	手当の額		月額16,000円を超える家賃を支払っている職員に対し支給。	電気事業 3,981	電気事業 221,178
	借家等	[家賃月24,500円以下] 支給額＝家賃相当額－12,000円 [家賃月24,500円超] 支給額＝12,500円＋(家賃相当額－24,500円)×1/2 (最高支給限度額：27,700円)		借家等 [家賃月27,000円以下] 支給額＝家賃相当額－16,000円 [家賃月27,000円超] 支給額＝11,000円＋(家賃相当額－27,000円)×1/2 (最高支給限度額：28,000円)	水道事業 3,241	水道事業 270,108
	別居する配偶者のための借家等	上記の2分の1の額				
通勤手当	通勤のため電車・バスなどの交通機関又は自動車などの交通用具を使用する職員に対し支給。		異なる	《国の制度》	千円	円
	区分	手当の額		交通用具使用者の支給額 2,000円～31,600円	電気事業 9,015	電気事業 166,936
	交通機関利用者	6か月定期券等の価額により一括支給。 1か月当たりの運賃等相当額(通勤のため特急列車等を利用することが必要である職員のうち一定の要件を満たすものについては、特急料金等を加算した額)が55,000円まで。 ただし、55,000円を超えるときは、その超える額の1/2(上限30,000円)を55,000円に加算した額。		特急列車、高速道の加算限度額 20,000円	水道事業 12,463	水道事業 235,155
	交通用具使用者	使用距離に応じて2,460円～41,050円。 (自動車・バイク・自転車とも同額) ただし、通勤のため高速道路を利用することが必要である職員のうち一定の要件を満たすものについては、高速道路料金を加算した額。(55,000円を超えるときは、その超える額の1/2(上限30,000円)を55,000円に加算した額)				
単身赴任手当	異動に伴う住居の移転により、同居していた配偶者と別居する職員に対し支給。基本額は30,000円とし、職員の住居と配偶者の住居との距離に応じ8,000円～16,000円を加算。		異なる	《国の制度》 8,000～70,000円を加算	千円 電気事業 4,164 水道事業 360	円 電気事業 416,400 水道事業 360,000

宿日直手当	正規の勤務時間外又は休日において、宿日直勤務をした職員に対し支給。		同じ	—	千円	円
	電気事業	電気事業			0	0
	水道事業	水道事業			0	0
	区分	手当の額(勤務1回につき)				
	医師	21,000 円				
	一般の宿日直	4,400 円				
管理職員特別勤務手当	公務の運営の必要により週休日又は休日に勤務した給料の特別調整額の支給を受ける管理・監督の地位にある職員に対し支給。勤務1回につき12,000 円以内（勤務が6時間を超える場合には18,000 円以内）の額とする。		同じ	—	千円	円
	電気事業	電気事業			48	12,000
	水道事業	水道事業			24	12,000
	職	支給額				
	部長級（行政職）	94,800 円～130,700 円				
	課長級（行政職）	59,000 円～ 80,700 円				
給料の特別調整額	管理・監督の地位にある職員のうち、人事委員会規則で指定するものに対して、その職務・職責に応じた額を支給。		同じ	—	千円	円
	電気事業	電気事業			9,977	906,982
	水道事業	水道事業			6,352	907,371
	世帯等の区分	世帯主である職員 その他の職員				
	扶養親族のある職員	その他の世帯主である職員				
	月額	19,800 円				
寒冷地手当	条例で定める寒冷地に勤務する職員に対し、冬季間における寒冷、積雪による暖房費等の増嵩分を補填する趣旨で、11 月から翌年3月までの期間、条例で定めた額を職員の世帯等の区分に応じ支給。		同じ	—	千円	円
	電気事業	電気事業			4,490	64,143
	水道事業	水道事業			3,392	60,563
	生活の著しく不便な山間地に所在する公署として人事委員会が定めるものに勤務する職員に対して、給料月額に支給割合（2級地3.7/100）を乗じて得た額を支給。				千円	円
	異なる	＜国の制度＞ 2級地の支給割合 8/100			0	0
	夜勤手当	正規の勤務時間として、午後10時から翌朝の午前5時までの間に勤務する職員に対して、勤務1時間当たりの額に25/100を乗じて得た額を勤務した時間数に応じて支給。			千円	円
夜勤手当	電気事業	電気事業	同じ	—	0	0
	水道事業	水道事業			0	0
	電気事業	電気事業			0	0
	水道事業	水道事業			0	0
	電気事業	電気事業			0	0
	水道事業	水道事業			0	0

8 職員の競争試験及び選考の状況

(1) 採用試験の日程 (令和7年度)

試験の名称	試験区分	受験資格 (生年月日等)	第1次試験 日・試験地	第2次試験 日・試験地	合格者 決定日
長野県職員採用試験 (大学卒業程度)	行政A [一般方式]	次の①、②のいずれかを満たす人で③④及び⑤を満たす人。 ①1996年4月2日から2004年4月1日までに生まれた人 ②2004年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法による大学（短期大学を除く。）を卒業した人（2026年3月までに卒業見込みの人を含む）又はこれらと同等の資格があると人事委員会が認める人 ③日本国籍を有する人 ④地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない人 ⑤平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けていない人（心神耗弱を原因とするもの以外）	6月15日 長野市 松本市	7月7～11日 (9日は除く) 7月24日～8月1日 (7月28日は除く) 長野市	8月19日
	行政B [SPI方式]	次の①又は②を満たす人で③④及び⑤を満たす人。 ①1996年4月2日から2004年4月1日までに生まれた人 ②2004年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法による大学（短期大学を除く。）を卒業した人（2026年3月までに卒業見込みの人を含む）又はこれらと同等の資格があると人事委員会が認める人 ③日本国籍を有する人 ④地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない人 ⑤平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けていない人（心神耗弱を原因とするもの以外）	3月19日～27日 4月3日～9日 Web	5月15、16、19、20日 5月27日～30日 長野市	6月11日
	デジタル	次の①、②のいずれかを満たす人で③④及び⑤を満たす人。 ①1996年4月2日から2004年4月1日までに生まれた人 ②2004年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法による大学（短期大学を除く。）を卒業した人（2026年3月までに卒業見込みの人を含む）又はこれらと同等の資格があると人事委員会が認める人 ③日本国籍を有する人 ④地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない人 ⑤平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けていない人（心神耗弱を原因とするもの以外）			
	社会福祉	次の①、②のいずれかを満たす人で③④及び⑤並びに⑥を満たす人。 ①1996年4月2日から2004年4月1日までに生まれた人 ②2004年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法による大学（短期大学を除く。）を卒業した人（2026年3月までに卒業見込みの人を含む）又はこれらと同等の資格があると人事委員会が認める人 ③日本国籍を有する人 ④地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない人 ⑤平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けていない人（心神耗弱を原因とするもの以外） ⑥社会福祉法第19条に定める社会福祉主事の任用資格を有する人（2026年3月31日までに当該資格を取得する見込みの人を含む。）	6月15日 長野市 松本市	7月24日～8月1日 (7月28日は除く) 長野市	8月19日

試験の名称	試験区分	受験資格 (生年月日等)	第1次試験 日・試験地	第2次試験 日・試験地	合格者 決定日
長野県職員採用試験 (大学卒業程度)	心理	次の①、②のいずれかを満たす人で③④及び⑤を満たす人。 ①1996年4月2日から2004年4月1日までに生まれた人 ②2004年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法による大学（短期大学を除く。）を卒業した人（2026年3月までに卒業見込みの人を含む）又はこれらと同等の資格があると人事委員会が認める人 ③日本国籍を有する人 ④地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない人 ⑤平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けていない人（心神耗弱を原因とするもの以外）	6月15日 長野市 松本市	7月24日～8月1日 (7月28日は除く) 長野市	8月19日
	薬剤師	次の①、②のいずれかを満たす人で③④及び⑤並びに⑥を満たす人。 ①1994年4月2日から2002年4月1日までに生まれた人 ②2002年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法による大学（短期大学を除く。）を卒業した人（2026年3月までに卒業見込みの人を含む）又はこれらと同等の資格があると人事委員会が認める人 ③日本国籍を有する人 ④地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない人 ⑤平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けていない人（心神耗弱を原因とするもの以外） ⑥薬剤師の免許を有する人（2026年の春までに行われる国家試験により、当該免許を取得する見込みの人を含む。）			
	保健師	次の①、②のいずれかを満たす人で③④及び⑤並びに⑥を満たす人。 ①1996年4月2日から2005年4月1日までに生まれた人 ②2004年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法による大学（短期大学を除く。）を卒業した人（2026年3月までに卒業見込みの人を含む）又はこれらと同等の資格があると人事委員会が認める人 ③日本国籍を有する人 ④地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない人 ⑤平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けていない人（心神耗弱を原因とするもの以外） ⑥保健師の免許を有する人（2026年の春までに行われる国家試験により、当該免許を取得する見込みの人を含む。）			
	管理栄養士	次の①、②のいずれかを満たす人で③④及び⑤並びに⑥を満たす人。 ①1996年4月2日から2004年4月1日までに生まれた人 ②2004年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法による大学（短期大学を除く。）を卒業した人（2026年3月までに卒業見込みの人を含む）又はこれらと同等の資格があると人事委員会が認める人 ③日本国籍を有する人 ④地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない人 ⑤平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けていない人（心神耗弱を原因とするもの以外） ⑥管理栄養士の免許を有する人（2026年の春までに行われる国家試験により、当該免許を取得する見込みの人を含む。）			

試験の名称	試験区分	受験資格 (生年月日等)	第1次試験 日・試験地	第2次試験 日・試験地	合格者 決定日
長野県職員採用試験 (大学卒業程度)	化学	次の①、②のいずれかを満たす人で③④及び⑤を満たす人。 ①1996年4月2日から2004年4月1日までに生まれた人 ②2004年4月2日以降に生まれた人で、 ア) 学校教育法による大学（短期大学を除く。）を卒業した人（2026年3月までに卒業見込みの人を含む）又はこれらと同等の資格があると人事委員会が認める人 イ) 短期大学若しくは高等専門学校を卒業した人（2026年3月までに卒業見込みの人を含む）又はこれらと同等の資格があると人事委員会が認める人 ③日本国籍を有する人 ④地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない人 ⑤平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けていない人（心神耗弱を原因とするもの以外）	6月15日 長野市 松本市	7月24日～8月1日 (7月28日は除く) 長野市	8月19日
	産業技術	次の①、②のいずれかを満たす人で③④及び⑤を満たす人。 ①1996年4月2日から2004年4月1日までに生まれた人 ②2004年4月2日以降に生まれた人で、 ア) 学校教育法による大学（短期大学を除く。）を卒業した人（2026年3月までに卒業見込みの人を含む）又はこれらと同等の資格があると人事委員会が認める人 イ) 短期大学若しくは高等専門学校を卒業した人（2026年3月までに卒業見込みの人を含む）又はこれらと同等の資格があると人事委員会が認める人 ③日本国籍を有する人 ④地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない人 ⑤平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けていない人（心神耗弱を原因とするもの以外）			
	農業	次の①、②のいずれかを満たす人で③④及び⑤を満たす人。 ①1996年4月2日から2004年4月1日までに生まれた人 ②2004年4月2日以降に生まれた人で、 ア) 学校教育法による大学（短期大学を除く。）を卒業した人（2026年3月までに卒業見込みの人を含む）又はこれらと同等の資格があると人事委員会が認める人 イ) 短期大学若しくは高等専門学校を卒業した人（2026年3月までに卒業見込みの人を含む）又はこれらと同等の資格があると人事委員会が認める人 ③日本国籍を有する人 ④地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない人 ⑤平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けていない人（心神耗弱を原因とするもの以外）			

試験の名称	試験区分	受験資格 (生年月日等)	第1次試験 日・試験地	第2次試験 日・試験地	合格者 決定日
長野県職員採用試験 (大学卒業程度)	林業	次の①、②のいずれかを満たす人で③④及び⑤を満たす人。 ①1996年4月2日から2004年4月1日までに生まれた人 ②2004年4月2日以降に生まれた人で、 ア) 学校教育法による大学（短期大学を除く。）を卒業した人（2026年3月までに卒業見込みの人を含む）又はこれらと同等の資格があると人事委員会が認める人 イ) 短期大学若しくは高等専門学校を卒業した人（2026年3月までに卒業見込みの人を含む）又はこれらと同等の資格があると人事委員会が認める人 ③日本国籍を有する人 ④地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない人 ⑤平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けていない人（心神耗弱を原因とするもの以外）	6月15日 長野市 松本市	7月24日～8月1日 (7月28日は除く) 長野市	8月19日
	建築	次の①、②のいずれかを満たす人で③④及び⑤を満たす人。 ①1996年4月2日から2004年4月1日までに生まれた人 ②2004年4月2日以降に生まれた人で、 ア) 学校教育法による大学（短期大学を除く。）を卒業した人（2026年3月までに卒業見込みの人を含む）又はこれらと同等の資格があると人事委員会が認める人 イ) 短期大学若しくは高等専門学校を卒業した人（2026年3月までに卒業見込みの人を含む）又はこれらと同等の資格があると人事委員会が認める人 ③日本国籍を有する人 ④地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない人 ⑤平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けていない人（心神耗弱を原因とするもの以外）			
	電機総合	次の①、②のいずれかを満たす人で③④及び⑤を満たす人。 ①1996年4月2日から2004年4月1日までに生まれた人 ②2004年4月2日以降に生まれた人で、 ア) 学校教育法による大学（短期大学を除く。）を卒業した人（2026年3月までに卒業見込みの人を含む）又はこれらと同等の資格があると人事委員会が認める人 イ) 短期大学若しくは高等専門学校を卒業した人（2026年3月までに卒業見込みの人を含む）又はこれらと同等の資格があると人事委員会が認める人 ③日本国籍を有する人 ④地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない人 ⑤平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けていない人（心神耗弱を原因とするもの以外）			

試験の名称	試験区分	受験資格 (生年月日等)	第1次試験 日・試験地	第2次試験 日・試験地	合格者 決定日
長野県職員採用試験 (大学卒業程度)	総合土木 (第1回)	次の①、②のいずれかを満たす人で③④及び⑤を満たす人。 ①1996年4月2日から2004年4月1日までに生まれた人 ②2004年4月2日以降に生まれた人で、 ア) 学校教育法による大学（短期大学を除く。）を卒業した人（2026年3月までに卒業見込みの人を含む）又はこれらと同等の資格があると人事委員会が認める人 イ) 短期大学若しくは高等専門学校を卒業した人（2026年3月までに卒業見込みの人を含む）又はこれらと同等の資格があると人事委員会が認める人 ③日本国籍を有する人 ④地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない人 ⑤平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けていない人（心神耗弱を原因とするもの以外）	4月1日～15日 Web	5月27日～30日 長野市	6月11日
	総合土木 (第2回)	次の①、②のいずれかを満たす人で③④及び⑤を満たす人。 ①1996年4月2日から2004年4月1日までに生まれた人 ②2004年4月2日以降に生まれた人で、 ア) 学校教育法による大学（短期大学を除く。）を卒業した人（2026年3月までに卒業見込みの人を含む）又はこれらと同等の資格があると人事委員会が認める人 イ) 短期大学若しくは高等専門学校を卒業した人（2026年3月までに卒業見込みの人を含む）又はこれらと同等の資格があると人事委員会が認める人 ③日本国籍を有する人 ④地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない人 ⑤平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けていない人（心神耗弱を原因とするもの以外）	8月25日～9月8日 Web	10月3日 長野市	10月16日
長野県職員採用試験 (短大卒業程度)	司書	次のすべてを満たす人。 ①1990年4月2日から2006年4月1日までに生まれた人 ②地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない人 ③平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けていない人（心神耗弱を原因とするもの以外） ④司書の資格を有する人又は2026年3月31日までに当該資格を取得見込みの人	9月28日 長野市 松本市	10月21日～24日 長野市	11月12日
長野県職員採用試験 (高校卒業程度)	行政	次のすべてを満たす人。 ①2004年4月2日から2008年4月1日までに生まれた人 ②日本国籍を有する人 ③地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない人	9月28日 長野市 松本市	10月21日～24日 長野市	11月12日
	農業	次のすべてを満たす人。 ①2004年4月2日から2008年4月1日までに生まれた人 ②日本国籍を有する人 ③地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない人			
	林業	次のすべてを満たす人。 ①2004年4月2日から2008年4月1日までに生まれた人 ②日本国籍を有する人 ③地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない人			

試験の名称	試験区分	受験資格 (生年月日等)	第1次試験 日・試験地	第2次試験 日・試験地	合格者 決定日
長野県職員採用試験 (高校卒業程度)	総合土木	次のすべてを満たす人。 ①2004年4月2日から2008年4月1日までに 生まれた人 ②日本国籍を有する人 ③地方公務員法第16条に規定する欠格条 項に該当しない人	9月28日 長野市 松本市	10月21日～24日 長野市	11月12日
	建築	次のすべてを満たす人。 ①2004年4月2日から2008年4月1日までに 生まれた人 ②日本国籍を有する人 ③地方公務員法第16条に規定する欠格条 項に該当しない人			
	電機 総合	次のすべてを満たす人。 ①2004年4月2日から2008年4月1日までに 生まれた人 ②日本国籍を有する人 ③地方公務員法第16条に規定する欠格条 項に該当しない人			
長野県警察行政職員採用試験 (大学卒業程度)	行政 鑑識法医 鑑識化学	次の①又は②を満たす人で③④及び⑤を 満たす人。 ①1990年4月2日から2004年4月1日までに 生まれた人 ②2004年4月2日以降に生まれた人で、学 校教育法による大学（短期大学を除 く。）を卒業した人又は2026年3月までに 卒業見込みの人 ③日本国籍を有する人 ④地方公務員法第16条に規定する欠格条 項に該当しない人 ⑤平成11年改正前の民法の規定による準 禁治産の宣告を受けていない人（心神耗 弱を原因とするもの以外）	6月15日 長野市 塩尻市	8月6日 長野市	8月19日
長野県警察行政職員採用試験 (高校卒業程度)	行政	次のすべてを満たす人。 ①2004年4月2日から2008年4月1日までに 生まれた人 ②日本国籍を有する人 ③地方公務員法第16条に規定する欠格条 項に該当しない人	9月28日 長野市 松本市	11月6日 長野市	11月19日
長野県警察官採用試験 (A・令和8年4月採用第1回)	男性	次のすべてを満たす人。 ①1990年4月2日以降に生まれた男性で、 学校教育法による大学（短期大学を除 く。）を卒業した人又は2026年3月までに 卒業見込みの人 ②日本国籍を有する人 ③地方公務員法第16条に規定する欠格条 項に該当しない人 ④平成11年改正前の民法の規定による準 禁治産の宣告を受けていない人（心神耗 弱を原因とするもの以外）	5月11日 長野市 松本市 東京都 愛知県	6月9日～13日 長野市	7月4日
	女性	次のすべてを満たす人。 ①1990年4月2日以降に生まれた女性で、 学校教育法による大学（短期大学を除 く。）を卒業した人又は2026年3月までに 卒業見込みの人 ②日本国籍を有する人 ③地方公務員法第16条に規定する欠格条 項に該当しない人 ④平成11年改正前の民法の規定による準 禁治産の宣告を受けていない人（心神耗 弱を原因とするもの以外）			
	サイバー 犯罪捜査官	次のすべてを満たす人。 ①1990年4月2日以降に生まれた人で、学 校教育法による大学（短期大学を除 く。）を卒業した人又は2026年3月までに 卒業見込みの人 ②日本国籍を有する人 ③地方公務員法第16条に規定する欠格条 項に該当しない人 ④平成11年改正前の民法の規定による準 禁治産の宣告を受けていない人（心神耗 弱を原因とするもの以外）			

試験の名称	試験区分	受験資格 (生年月日等)	第1次試験 日・試験地	第2次試験 日・試験地	合格者 決定日
長野県警察官採用試験 (B・令和7年10月採用)	男性	次のすべてを満たす人。 ①1990年4月2日から2007年4月1日までに 生まれた男性。ただし、学校教育法による 大学（短期大学を除く。）を卒業した 人又は2026年3月までに卒業見込みの人を 除く。 ②日本国籍を有する人 ③地方公務員法第16条に規定する欠格条 項に該当しない人 ④平成11年改正前の民法の規定による準 禁治産の宣告を受けていない人（心神耗 弱を原因とするもの以外）	5月11日 長野市 松本市 東京都 愛知県	6月16日～18日 長野市	7月4日
	女性	次のすべてを満たす人。 ①1990年4月2日から2007年4月1日までに 生まれた女性。ただし、学校教育法による 大学（短期大学を除く。）を卒業した 人又は2026年3月までに卒業見込みの人を 除く。 ②日本国籍を有する人 ③地方公務員法第16条に規定する欠格条 項に該当しない人 ④平成11年改正前の民法の規定による準 禁治産の宣告を受けていない人（心神耗 弱を原因とするもの以外）			
長野県警察官採用試験 (A・令和8年4月採用第2回)	男性	次のすべてを満たす人。 ①1990年4月2日以降に生まれた男性で、 学校教育法による大学（短期大学を除 く。）を卒業した人又は2026年3月までに 卒業見込みの人 ②日本国籍を有する人 ③地方公務員法第16条に規定する欠格条 項に該当しない人 ④平成11年改正前の民法の規定による準 禁治産の宣告を受けていない人（心神耗 弱を原因とするもの以外）	7月13日 長野市 松本市 東京都 愛知県	8月25日～27日 長野市	9月17日
	女性	次のすべてを満たす人。 ①1990年4月2日以降に生まれた女性で、 学校教育法による大学（短期大学を除 く。）を卒業した人又は2026年3月までに 卒業見込みの人 ②日本国籍を有する人 ③地方公務員法第16条に規定する欠格条 項に該当しない人 ④平成11年改正前の民法の規定による準 禁治産の宣告を受けていない人（心神耗 弱を原因とするもの以外）			
長野県警察官採用試験 (B・令和8年4月採用)	男性	次のすべてを満たす人。 ①1990年4月2日から2008年4月1日までに 生まれた男性。ただし、学校教育法による 大学（短期大学を除く。）を卒業した 人又は2026年3月までに卒業見込みの人を 除く。 ②日本国籍を有する人 ③地方公務員法第16条に規定する欠格条 項に該当しない人 ④平成11年改正前の民法の規定による準 禁治産の宣告を受けていない人（心神耗 弱を原因とするもの以外）	9月21日 長野市 松本市	10月27～30日 長野市	11月19日
	女性	次のすべてを満たす人。 ①1990年4月2日から2008年4月1日までに 生まれた女性。ただし、学校教育法による 大学（短期大学を除く。）を卒業した 人又は2026年3月までに卒業見込みの人を 除く。 ②日本国籍を有する人 ③地方公務員法第16条に規定する欠格条 項に該当しない人 ④平成11年改正前の民法の規定による準 禁治産の宣告を受けていない人（心神耗 弱を原因とするもの以外）			

試験の名称	試験区分	受験資格 (生年月日等)	第1次試験 日・試験地	第2次試験 日・試験地	合格者 決定日
長野県警察官採用試験 (B・令和8年4月採用)	サイバー 犯罪捜査官	次のすべてを満たす人。 ①1990年4月2日から2008年4月1日までに 生まれた人。ただし、学校教育法による 大学(短期大学を除く。)を卒業した人 又は2026年3月までに卒業見込みの人を除 く。 ②日本国籍を有する人 ③地方公務員法第16条に規定する欠格条 項に該当しない人 ④平成11年改正前の民法の規定による準 禁治産の宣告を受けていない人(心神耗 弱を原因とするもの以外)	9月21日 長野市 松本市	10月27～30日 長野市	11月19日
長野県市町村立小中学校 事務職員採用試験	小中事務	次のすべてを満たす人。 ①1990年4月2日から2008年4月1日までに 生まれた人 ②日本国籍を有する人 ③地方公務員法第16条に規定する欠格条 項に該当しない人 ④平成11年改正前の民法の規定による準 禁治産の宣告を受けていない人(心神耗 弱を原因とするもの以外)	9月28日 長野市 松本市	10月21日～24日 長野市	11月12日

(2) 採用試験の実施状況（令和7年度）

試験の名称	試験区分	採用 予定人員 (人)	申込者数 (人)	1次試験 受験者数 (人) A	1次試験 合格者数 (人)	2次試験 受験者数 (人)	最終 合格者数 (人) B	競争倍率 (倍) A/B
長野県職員採用試験 (大学卒業程度)	行政A	50名程度	224	152	103	88	63	2.4
	行政B	50名程度	421	211	126	105	68	3.1
	デジタル	若干名	3	2	2	2	2	1.0
	社会福祉	10名程度	20	15	14	14	9	1.7
	心理	5名程度	14	12	6	6	3	4.0
	薬剤師	5名程度	5	4	2	2	2	2.0
	保健師	5名程度	8	8	8	8	5	1.6
	管理栄養士	若干名	17	14	8	6	2	7.0
	化学	若干名	10	7	5	4	2	3.5
	産業技術 (電気)	5名程度	0	0	0	—	—	—
	産業技術 (機械)		2	1	0	—	—	—
	農業	15名程度	58	50	35	31	21	2.4
	林業	10名程度	22	14	8	8	4	3.5
	総合土木 (第1回)	40名程度	51	40	39	34	33	1.2
	総合土木 (第2回)	10名程度	12	7	7	6	5	1.4
	建築	5名程度	3	2	1	1	1	2.0
	電機総合 (電気)	5名程度	6	5	2	2	2	2.5
	電機総合 (機械)		0	0	0	—	—	—

試験の名称	試験区分	採用 予定人員 (人)	申込者数 (人)	1次試験 受験者数 (人) A	1次試験 合格者数 (人)	2次試験 受験者数 (人)	最終 合格者数 (人) B	競争倍率 (倍) A/B
長野県職員採用試験 (短大卒業程度)	司書	若干名	20	20	7	7	1	20.0
長野県職員採用試験 (高校卒業程度)	行政	5名程度	51	44	31	27	12	3.7
	農業	若干名	5	4	4	4	1	4.0
	林業	若干名	2	1	1	1	0	—
	総合土木	若干名	6	6	3	3	3	2.0
	建築	若干名	1	1	1	1	0	—
	電機総合 (電機)	若干名	2	2	2	2	1	2.0
	電機総合 (機械)		0	0	0	—	—	—
長野県警察行政職員採用試験 (大学卒業程度)	行政	5名程度	100	49	22	18	7	7.0
	鑑識法医	若干名	18	14	10	8	1	14.0
	鑑識化学	若干名	7	7	5	5	2	3.5
長野県警察行政職員採用試験 (高校卒業程度)	行政	5名程度	74	43	34	31	9	4.8
長野県警察官採用試験 (A) (令和8年4月採用第1回)	男性	60名程度	216	119	102	75	55	2.2
	女性	10名程度	83	38	33	25	18	2.1
	サイバー 犯罪捜査官	若干名	8	4	4	2	1	4.0
長野県警察官採用試験 (A) (令和8年4月採用第2回)	男性	15名程度	160	50	32	16	8	6.3
	女性	5名程度	52	22	14	5	2	11.0
長野県警察官採用試験 (B) (令和7年10月採用)	男性	40名程度	145	78	68	58	21	3.7
	女性	5名程度	47	14	12	8	6	2.3
長野県警察官採用試験 (B) (令和8年4月採用)	男性	20名程度	183	107	90	81	38	2.8
	女性	5名程度	77	43	35	28	19	2.3
	サイバー 犯罪捜査官	若干名	1	1	1	1	1	1.0
長野県市町村立小中学校 事務職員採用試験	小中事務	20名程度	152	107	55	48	23	4.7

(3) 採用選考の実施状況（令和7年度）

① 社会人経験者を対象とする県職員採用選考

職種		採用 予定人員 (人)	申込者数 (人)	1次考査 受験者数 (人) A	1次考査 合格者数 (人)	2次考査 受験者数 (人)	最終 合格者数 (人)	競争倍率 (倍)
第1回	行政	40名程度	77	55	26	26	12	4.6
	行政 (諏訪・上伊那)	若干名	5	2	1	1	1	2.0
	行政 (南信州)	若干名	5	5	2	2	0	—
	行政 (木曽)	若干名	4	4	2	2	2	2.0
	行政 (北アルプス)	若干名	4	4	2	2	0	—
	産業技術	5名程度	3	3	3	3	2	1.5
	農業	10名程度	1	1	1	1	1	1.0
	林業	5名程度	1	1	1	1	0	—
	総合土木	10名程度	5	5	5	4	3	1.7
	建築	5名程度	1	0	0	—	—	—
	電機総合	5名程度	3	3	3	3	3	1.0
第2回	行政 (全県枠)	40名程度	111	71	38	32	18	3.9
	行政 (諏訪・上伊那)	若干名	12	7	5	5	5	1.4
	行政 (南信州)	若干名	12	9	5	5	4	2.3
	行政 (木曽)	若干名	1	1	1	1	1	1.0
	行政 (北アルプス)	若干名	8	6	3	3	2	3.0
	デジタル	若干名	7	4	4	3	2	2.0
	社会福祉	5名程度	11	11	10	10	5	2.2
	心理	5名程度	1	1	1	1	1	1.0
	薬剤師	若干名	1	1	1	1	1	1.0
	保健師	若干名	2	2	2	2	1	2.0
	化学	若干名	6	6	4	4	1	6.0
	産業技術	5名程度	7	7	7	6	5	1.4
	農業	10名程度	4	4	4	4	4	1.0
	林業	5名程度	1	1	1	1	0	—

職種		採用 予定人員 (人)	申込者数 (人)	1次考査 受験者数 (人) A	1次考査 合格者数 (人)	2次考査 受験者数 (人)	最終 合格者数 (人)	競争倍率 (倍)
第 2 回	総合土木	10名程度	8	7	7	5	4	1.8
	建築	5名程度	2	1	1	1	1	1.0
	電機総合	5名程度	3	1	1	1	1	1.0
第 3 回	行政	40名程度	128	92	42	35	20	4.6
	行政 (諏訪・上伊那)	若干名	17	16	4	4	2	8.0
	行政 (南信州)	若干名	6	5	2	2	2	2.5
	行政 (木曽)	若干名	2	1	0	—	—	—
	行政 (北アルプス)	若干名	6	3	2	2	1	3.0
	農業	10名程度	5	4	4	4	3	1.3
	総合土木	10名程度	5	2	2	0	0	—
	建築	5名程度	1	1	1	0	0	—
	電機総合	5名程度	6	4	3	2	1	4.0

② 障がい者を対象とする職員採用選考

職 種	採 用 予定人員 (人)	申込者数 (人)	1次考査 受験者数 (人) A	1次考査 合格者数 (人)	2次考査 受験者数 (人)	最終 合格者数 (人) B	競争倍率 (倍) A/B
県職員（行政）	10名程度	66	52	33	32	5	10.4
小中事務	若干名	41	32	7	6	1	32.0

③ 県職員（文化財専門員）採用選考

職種	採 用 予定人員 (人)	受験者数 (人) A	合格者数 (人) B	競争倍率 (倍) A/B
行政	1	8	2	4.0

④ 県職員（工科短期大学の教授、准教授又は講師）採用選考

職種	採 用 予定人員 (人)	受験者数 (人) A	合格者数 (人) B	競争倍率 (倍) A/B
行政	2	5	3	1.7

⑤ 県職員（再採用）採用選考

職種	採 用 予定人員 (人)	受験者数 (人) A	合格者数 (人) B	競争倍率 (倍) A/B
行政	1	1	1	1.0

⑥ 県警察行政職員（警察本部心理職の係長、主任又は主事）採用選考

職種	採 用 予定人員 (人)	受験者数 (人) A	合格者数 (人) B	競争倍率 (倍) A/B
心理	1	5	2	2.5

⑦ 県警察行政職員（警察本部航空整備士の係長、主任又は主事）採用選考

職種	採 用 予定人員 (人)	受験者数 (人) A	合格者数 (人) B	競争倍率 (倍) A/B
航空整備士	1	3	1	3.0

9 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況（令和7年）

寒冷地手当に関する報告（令和7年7月4日）

1 支給地域

全県を支給対象とする。

2 支給月額（11月～3月）

年度及び職員の世帯等の区分に応じ、次に掲げる表のとおりとする。

年度	世帯等の区分		
	世帯主である職員		その他の職員 （その他）
	扶養親族のある 職員 （世帯主）	その他の世帯主 である職員 （準世帯主）	
令和7年度	16,000円	9,000円	6,000円
令和8年度	15,000円	8,000円	6,000円
令和9年度以降	14,000円	8,000円	6,000円

3 改定の実施時期

令和7年11月1日から実施

職員の給与等に関する報告及び勧告（令和7年10月16日）

第1 基本的な考え方

- ・ 給与勧告は、労働基本権を制約されている地方公務員の適正な処遇を確保し、能率的な行政運営を維持するため、地方公務員法が定める情勢適応の原則に基づいて行われるもの
- ・ 本委員会は、職員の給与について、地域の民間従業員の給与、国及び他の都道府県の職員の給与との均衡を図ることなどを考慮し、報告及び勧告を実施

第2 職員の給与

1 本年の給与改定

(1) 職員給与と民間給与の比較

行政課題の複雑化・多様化や今日の厳しい人材獲得競争を踏まえ、比較対象企業規模を50人以上から100人以上とする見直しを実施

- ① 企業規模・事業所規模50人以上の県内190民間事業所を抽出し、従業員6,858人の給与月額等を調査（完了率 88.9%）

② ①のうち企業規模100人以上の事業所の調査結果により比較（141事業所 従業員5,850人）

ア 月例給

職員と民間従業員の本年4月分給与を調査し、主な給与決定要素である職種、役職、年齢、学歴を同じくする者同士を比較した結果は、下表のとおり

民間従業員の給与 A	職員の給与 B	較 差 C=A-B (C/B×100)
390,697円	379,844円	10,853円 (2.86%)

イ 特別給（ボーナス）

民間において、昨年８月から本年７月までの１年間に支払われた賞与等と、職員の
期末手当及び勤勉手当の年間支給月数を比較した結果は、下表のとおり

民間支給割合 A	職員支給月数 B	較 差 A－B
4.64月分	4.60月分	0.04月分

(2) 給与改定の内容

ア 給料表

初任給をはじめ若年層の給与に重点を置きつつ、その他の職員も昨年を上回る引上げ
となるよう、人事院が勧告した俸給表に準拠することを基本とし、本県における民間給与
水準を重視し、一律の水準調整を行うことにより、全ての級・号俸の給料月額を引上げ
改定（平均改定率3.09%）

【初任給】大卒:242,500円（12,000円増）、高卒:211,000円（12,300円増）

イ 地域手当

支給割合について、国家公務員との均衡を考慮し、全県一律1.8%に改定
（令和８年４月実施）

ウ 初任給調整手当

医師及び歯科医師に対する初任給調整手当について、国家公務員に準じて引上げ改定

エ 通勤手当

民間の支給状況を踏まえ以下のとおり改定

- ・ 自動車等使用者に対する通勤手当の距離区分の上限を「100km以上」に改定
（令和８年４月実施）
- ・ 支給額について2km以上の基本額を2,460円とし、1km毎の加算額を一律680円
に改定
- ・ 改定後の主な距離毎の支給額は下表のとおり

（単位：円）

距離	5km	10km	20km	30km	40km	50km	60km	70km	80km	90km	100km
現行	4,500	7,900	14,100	20,250	26,350	30,550	34,750	38,950	41,050	41,050	41,050
R7年4月 遡及	4,500	7,900	14,700	21,500	28,300	35,100	41,900	48,700	52,100	52,100	52,100
R8年4月 以降	4,500	7,900	14,700	21,500	28,300	35,100	41,900	48,700	55,500	62,300	69,100

オ 特勤勤務手当等

特勤勤務手当と地域手当が支給される場合の支給額の調整措置を廃止するとともに、
特勤勤務手当（準ずる手当を含む。）の額の算定基礎について改定

カ 宿日直手当

手当額について、国家公務員との均衡等を考慮し改定

キ 期末手当及び勤勉手当

本県における民間の支給状況を踏まえ、年間支給月数を0.05月分引上げ
4.60月分→4.65月分（引上げ分は、期末手当及び勤勉手当に均等に配分）

(3) 実施時期

令和７年４月１日から実施

ただし、「地域手当の支給割合の改定」、「自動車等使用者に対する通勤手当の距離
区分の上限の引上げ」及び「令和８年度以降の期末手当及び勤勉手当」は令和８年４月
１日から実施

2 給与に関する課題

(1) 駐車場等の利用に対する通勤手当

人事院は、駐車場等の利用に対する通勤手当を令和8年4月から新設
本県では、令和6年4月から公共交通機関の利用促進のために、公共交通機関と自動車等を併用して通勤する者が利用する駐車場利用料金に対する通勤手当を支給する制度を導入しており、公共交通機関併用者以外の駐車場等の利用に対する手当について、他の都道府県の動向にも注視しつつ引き続き検討

(2) 職員の月例給与水準を適切に確保するための措置

人事院は、月例給与水準が地域別最低賃金に相当する額を下回る場合に、その差額を補填するための手当を令和8年4月から措置
地方自治法の改正状況や他の都道府県の動向を注視しつつ、引き続き検討

(3) 職務・職責を重視した新たな給与体系の構築等

- ・ 人事院は、職務・職責を重視した新たな給与体系に移行するため、勤務時間や任用など他の制度と一体で見直しを進めるとしており、今後示される国家公務員の制度の内容や、他の都道府県の動向を注視し、本県の実情に留意しながら必要な対応を検討
- ・ 人事院は、令和8年4月から在級期間に係る制度を廃止。職務・職責を重視した給与の実現については本県においても重要な課題であり、在級期間に係る制度について廃止する方向で検討

(4) 教育職員の処遇改善

令和7年6月にいわゆる「給特法」等の改正法が成立し、給与面では、教職調整額の基準となる額の引上げ等を措置。教育職員の処遇改善については本県においても重要な課題であり、給特法等改正の趣旨を踏まえ、適切な対応が必要

第3 人事管理に関する課題

1 人材の確保、育成・活用

- ・ 早期離職者が増加傾向にあるほか、民間企業や国、他の地方公共団体との人材獲得競争が激化しており、求める人材を確保することがますます困難な状況。特に県職員技術系職種では受験者数が採用予定人数と同程度あるいは下回る職種もあるなど、人材の見極めに一定の制約が生じる状況
- ・ こうした課題に対応するためには、公務職場の魅力を幅広い層に発信し、意欲と行動力のある人材が挑戦しやすい試験制度への見直し、職員がやりがいを持って働き成長を実感できる環境づくりや「選ばれる」職場づくりの推進が必要

(1) 人材の確保

- ・ 将来的に必要となる職員数や年齢構成を見据えた採用を行うためには、新規学卒者の減少や早期離職の増加といった課題を踏まえ、民間企業等における多様な経験を有する人材や新規学卒者などの潜在的な志望者層を掘り起こし、確保していくことが重要
- ・ 今後は、受験者の関心度や志望段階に応じたニーズを的確にとらえ、民間等の経験を持つ人材に特化した広報、幅広い層に技術系職種の役割ややりがいについて認識してもらえる広報など、戦略的な広報活動を行っていくことが必要
- ・ インターンシップは、学生側と採用側の双方にとって、理解の促進やミスマッチの防止など有用性が高い。その価値を一層高めるための工夫や、特に技術系職種においてインターンシップを通じて得られた情報を選考過程に活用することなどの研究が必要

(2) 人材の育成・活用

- ・ 職員の能力を最大限に活かしていくには、研修機会や主体的な学びの機会を充実させるとともに、キャリア形成の視点が重要。職員のモチベーションを高め、組織全体を活性化するためキャリア形成の機会をより一層充実させる取組が必要

- ・ 令和5年度から定年が段階的に引き上げられており、任命権者においては、高齢期職員がこれまでの知識や経験を生かしながら高いモチベーションを維持して働いていけるよう職務内容や役割の明確化、人事管理の工夫が必要
- ・ 女性職員の活躍推進に向けては、若いうちから研修の実施などを通じキャリアプランを主体的に考える機会や多様な職務経験機会の提供を行い、能力に応じた登用を進めることが重要。女性に限らず、すべての職員が仕事と生活を両立しながらキャリアを重ねていけるような働き方の見直しや環境整備が、女性職員の活躍推進につながる
- ・ 障がい者の採用や活躍の場の拡大について、法定雇用率の引上げも見据えた計画的な採用や、合理的配慮による職場への定着や活躍の場の拡大に努めることが必要
- ・ 会計年度任用職員について、引き続き国や他の都道府県の動向を注視しながら、多様な人材が活躍できる勤務条件を整備していくことが必要

2 良好な勤務環境の整備等

- ・ 職員の能力を最大限に生かすことができる良好な勤務環境を整備するためには、職員がやりがいを持って生き生きと働くことができる環境づくりや職場の魅力向上が必要。上司と部下が適切にコミュニケーションを取りながら相談や情報共有を行うことにより、風通しの良い職場づくりが必要

(1) 長時間労働の是正

- ・ 長時間の時間外勤務は、職員の心身の健康確保や業務能率を阻害するだけでなく、「選ばれる」職場づくりの方向性に逆行するものであり、引き続き時間外勤務の縮減に取り組んでいくことが必要。そのために組織全体で根本的な業務の見直し・再設計（BPR：ビジネスプロセス・リエンジニアリング）を進め、業務量を削減することが極めて重要
- ・ 時間外勤務がやむを得ない場合には、管理監督職員の適切なマネジメントによる部下職員の業務管理や時間外勤務の事前命令の徹底などを通じて、適正な勤務時間管理を行うことが必要
- ・ 教員については、高度専門職にふさわしい処遇を実現し、優れた人材を確保するため、令和7年6月に「給特法」等の改正法が成立。県教育委員会においては、給特法等の改正も踏まえ、一層の働き方改革に取り組み、教員が子どもと向き合う時間を確保し、高度な専門性を発揮できる環境整備に引き続き取り組むことが必要

(2) 柔軟な働き方の推進

- ・ 時差勤務やテレワークなどの制度に加え、令和7年4月からはフレックスタイム制度を導入し、働き方の柔軟化を推進中。こうした制度が積極的に活用されるよう、職員への周知や手続に係る事務負担の軽減、利用しやすい雰囲気醸成等の環境整備が必要

(3) 仕事と生活の両立支援

- ・ 職員が当たり前に子育てや介護を主体的に行っていけるよう、両立支援に係る制度改革、制度の周知や相談体制の整備、業務の割り振りや代替職員の確保、職場全体でサポートする意識の醸成などの環境整備により一層努めることが必要

(4) 健康づくりの推進

- ・ ストレスチェックの結果を活用した職場環境の改善や高ストレス者へのフォローアップなどメンタルヘルス不調の未然防止を図るとともに、不調者の早期発見・早期対処、長期療養者の職場復帰支援・再発防止の取組を一層強化していくことが必要

(5) コンプライアンスの推進とハラスメントの防止

- ・ 依然として飲酒運転やわいせつ行為、ハラスメント、不適切な事務処理など、県政への信頼を損なう事案が発生。再発防止の取組の実施、法令遵守と服務規律の確保に努めることが必要
- ・ カスタマー・ハラスメントの対応は職員に大きな負担がかかることから、任命権者においては、県民に対する接遇を向上させつつ、組織的な対処により職員の過度な負担を軽減することが必要

10 勤務条件に関する措置の要求の状況（令和7年度）

区分	令和 6 年度末 (7.3.31) 係属件数	令和 7 年度						令和 7 年度末 (8.3.31) 係属件数	
		新規 請求 件数	処理件数				却下		取下げ
			判定						
			全部 容認	一部 容認	全部 否認				
給 与	0							0	
旅 費	0							0	
勤務時間	0							0	
休 暇	0							0	
執務環境	0							0	
厚生福利	0							0	
転 任	0							0	
任 用	0							0	
そ の 他	0							0	
計	0	0	0	0	0	0	0	0	

11 不利益処分に関する審査請求の状況（令和7年度）

区分		令和 6 年度末 (7. 3. 31) 係属件数	令和 7 年度						令和 7 年度末 (8. 3. 31) 係属件数
			新規 請求 件数	処理件数			却下	取下げ	
				判定					
				処分 承認	処分 修正	処分 取消			
分 限 処 分	免 職	0							0
	休 職	0							0
	降 任	0							0
懲 戒 処 分	免 職	0							0
	停 職	0							0
	減 給	0							0
	戒 告	0							0
そ の 他		0							0
計		0	0	0	0	0	0	0	0